

会 議 録 目 次

平成 2 6 年第 7 回海田町議会定例会（第 1 日目）

平成 2 6 年 1 2 月 2 日（火）午前 9 時 0 0 分開会

日 程 第	1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第	2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第	3	選挙管理委員及び同補充員の選挙について・・・・・・・・	5
日 程 第	4	諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・	6
		（1）議会報告	
		（2）行政報告	
日 程 第	5	諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について・・・・・・・・	8
日 程 第	6	同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について・・	10
日 程 第	7	同意第 4 号 教育委員会委員の任命の同意について・・・・・・・・	11
日 程 第	8	承認第 3 号 専決処分をした事件の承認について（平成 2 6 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号））・・・・・・・・	12
日 程 第	9	認定第 1 号 平成 2 5 年度決算の認定について・・・・・・・・	13
日 程 第	1 0	認定第 2 号 平成 2 5 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について・・・・・・・・	13
日 程 第	1 1	一 般 質 問	
		○崎本広美議員・・・・・・・・・・・・・・・・	15
		○住吉秀公議員・・・・・・・・・・・・・・・・	22
		○西田祐三議員・・・・・・・・・・・・・・・・	37
		○佐中十九昭議員・・・・・・・・・・・・・・・・	48
		○桑原公治議員・・・・・・・・・・・・・・・・	60
		○兼山益大議員・・・・・・・・・・・・・・・・	70
		○下岡憲国議員・・・・・・・・・・・・・・・・	78
		（延 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	94

平成26年第7回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成26年12月2日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 12月2日 (火) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                     |   |           |
|---------------------|---|-----------|
| 町                   | 長 | 山 岡 寛 次   |
| 副 町                 | 長 | 三 宅 信 行   |
| 総 務 部               | 長 | 窪 地 満     |
| 福 祉 保 健 部           | 長 | 臼 井 真     |
| 建 設 部               | 長 | 久保田 誠 司   |
| 福 祉 保 健 部 次 長       |   | 湯 木 淳 子   |
| 企 画 課               | 長 | 門 前 誠 司   |
| 財 政 課               | 長 | 鶴 岡 靖 三   |
| 総 務 課               | 長 | 脇 本 健 二 郎 |
| 税 務 課               | 長 | 中 下 義 博   |
| 生 活 安 全 課           | 長 | 丹 羽 勤     |
| 住 民 課               | 長 | 尾 木 茂     |
| 社 会 福 祉 課           | 長 | 中 川 修 治   |
| こ ど も 課             | 長 | 森 川 雅 枝   |
| 都 市 整 備 課           | 長 | 近 森 茂     |
| 建 設 課               | 長 | 木 村 生 栄   |
| 上 下 水 道 課           | 長 | 龍 岩 広 幸   |
| 教 育 委 員             | 長 | 瀧 川 昌 俊   |
| 教 育                 | 長 | 中 村 弘 市   |
| 教 育 次 長             |   | 細 川 真 示   |
| 学 校 教 育 課           | 長 | 石 川 直 之   |
| 学 校 教 育 課 教 育 指 導 監 |   | 大 里 弘 美   |
| 生 涯 学 習 課           | 長 | 花 本 則 之   |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 主 幹         | 宮 垣 将 司 |
| 主 任 主 事     | 戸 成 正 考 |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

10. 議 事 日 程

日 程 第 1 会議録署名議員の指名について

日 程 第 2 会期の決定について

日 程 第 3 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

日 程 第 4 諸般の報告

(1) 議会報告

(2) 行政報告

日 程 第 5 諮問第 2 号 人件擁護委員の推薦について

日 程 第 6 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日 程 第 7 同意第 4 号 教育委員会委員の任命の同意について

日 程 第 8 承認第 3 号 専決処分をした事件の承認について（平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号））

日 程 第 9 認定第 1 号 平成 25 年度決算の認定について

日 程 第 10 認定第 2 号 平成 25 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日 程 第 11 一 般 質 問

日 程 第 12 第 53 号議案 公の施設の指定管理者の指定について

日 程 第 13 第 54 号議案 町道の路線の認定について

日 程 第 14 第 55 号議案 海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 15 第 56 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 16 第 57 号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 17 第 58 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 18 第 59 号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 第 60 号議案 平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 20 第 61 号議案 平成 26 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 第 62 号議案 平成 26 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 第 63 号議案 平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 23 第 64 号議案 平成 26 年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 発議第 6 号 宅地造成に関する工事許可申請の慎重審査を求める意見書案について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、平成 26 年第 7 回海田町議会定例会を開会いたします。なお本日は報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 24 に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、議長より、13 番、崎本議員、14 番、前田議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日から 12 月 5 日までの 4 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日から 12 月 5 日までの 4 日間と決します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島） 日程第3、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦によることと決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。選挙管理委員には、合ヶ坪克昌さん、江田幾代さん、渡部政和さん、上長仁さん、以上の方を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました合ヶ坪克昌さん、江田幾代さん、渡部政和さん、上長仁さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。続いて、選挙管理委員補充員には、河崎康次さん、松野由美さん、長谷川勉さん、森本秀子さん、以上の方を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました河崎康次さん、松野由美さん、長谷川勉さん、森本秀子さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。次に、補充の順序は、ただいま議長が指名した順にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、第1順位、河崎康次さん、第2順位、松野由美さん、第3順位、長谷川勉さん、第4順位、森本秀子さんと決定いたしました。本件については、当選の告知が必要でございますので、会議規則第31条第2項の規定による当選の告知は、文書により行います。ご了承願います。以上で、選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを終わります。ただいまの選挙管理委員及び同補充員に当選された方の名簿を、ただいまからお配りいたします。

(名簿を配付)

○議長（久留島）この際、執行部の出席を求めるため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時04分 休憩

午前9時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。この際執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から12月5日までの4日間と決しております。日程第4、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付いたしております9月定例会以降の主なものについて、報告させていただきます。11月6日に平成26年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出議員でございます佐中議員から、議会の概略について報告を求めることにいたします。佐中議員。

○15番（佐中）広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。平成26年11月6日、平成26年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の私から、議会の概略についてご報告をいたします。後期高齢者医療広域連合議会定例会においては、人事案件3件、承認案件2件、決算案件1件、条例案件2件及び予算案件2件が提案をされました。まず、人事案件として、議案第8号、欠員となっている監査委員の選任については、呉市議会副議長の林敏夫氏が全会一致で選任されました。また、議案第9号及び議案第10号、欠員となっている副広域連合長の選任については、大竹市長の入山欣郎氏及び尾道市長の平谷祐宏氏が全会一致で選任されました。次に、専決処分の承認案件として、平成25年度財政調整基金及び臨時特例基金の利子収入額の確定に伴う、議案第11号、平成25年度一般会計補正予算（第3号）が、全会一致で承認をされました。また、平成25年度給付準備基金の利子収入額の確定に伴う、議案第12号、平成25年度特別会計補正予算（第3号）が全会一致で承認をされました。次に、決算案件として、議案第13号、平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定については、一般会計、収入総額9億5,580万2,000円、歳出総額9億5,547万5,000円、歳入歳出差引10万7,000円とし、また、特別会計歳入総額3,692億5,838万2,000円、歳出総額3,623億6,348万2,000円、歳入歳出差引残額68億9,190万円とし、それぞれ賛成多数で認定されました。次に、条例案件とし

て、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるため、議案第 14 号、広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定が、全会一致で可決をされました。また、この条例の制定に伴い、議案第 15 号、広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正が、全会一致で可決をされました。次に、予算案件として、平成 25 年度の決算剰余金を歳入の繰越金に計上するとともに、歳出で平成 25 年度国庫補助金の超過交付額の返還金を計上することに伴う、議案第 16 号、平成 26 年度一般会計補正予算（第 1 号）が、全会一致で可決をされました。また、平成 25 年度市町負担金、国庫負担金等の精算に伴う追加納付額又は返還金を、それぞれ歳入歳出予算に計上し、併せて財源として平成 25 年度決算剰余金を繰越金として追加し、残額を後期高齢者医療給付準備基金に計上することに伴う、議案第 17 号、平成 26 年度特別会計補正予算（第 1 号）について、賛成多数で可決をされました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上で、平成 26 年第 2 回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（久留島）続きまして、11 月 12 日に第 58 回町村議会議長全国大会が開催され、私が出席いたしました。続きまして、10 月 22 日から 23 日まで総務文教委員会が所管事務県外調査を実施され、報告書が提出されておりますので、ご参照ください。なお、11 月 13 日から 14 日まで建設産業委員会が県外調査を実施されましたが、この件については次回の定例会で報告する予定です。また、9 月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せてご参照ください。以上で、議会報告を終わります。続きまして、行政報告について町長より申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）みなさんおはようございます。よろしく願いいたします。それでは、9 月定例会後の行政執行の状況について、ご報告をいたします。初めに、広島市土砂災害に対する海田町としての人的支援でございますが、広島市からの要請に基づき、支援物資の管理・搬送及び被災者の健康相談のため、9 月 3 日から 10 月 23 日までの間で事務職員を延べ 10 人、保健師を延べ 4 人、それぞれ派遣しました。次に、9 月 15 日の敬老の日に合わせて 77 歳、88 歳及び 100 歳以上の 377 人の方に対して、長寿を祝福し敬老祝い金を、また、75 歳以上の 2,802 人の方に対しては、心ばかりの敬老祝品をお贈りさせていただきました。続きまして、10 月 25 日に、昨年に引き続き、安芸区と合同で瀬

野川健康ウォーキング２０１４を実施をいたしました。当日は、４０８人の参加があり、晴天のもと、瀬野川の自然を満喫しながら、ウォーキングを通じた健康増進を図ることができました。次に、１１月２３日にひまわりプラザ周辺で海田町保健まつりとして、「ワッショイかいた」と海田町社会福祉協議会の「スマイルフェスタ in かいた」を実施いたしました。当日は天候に恵まれ、延べ１万２、０００人という多数の皆様にご参加をいただきました。家族の絆を深めるとともに、子育て支援、健康ボランティアの大切さについて認識を高めていただくよい機会であったと思っております。続きまして、１１月３０日に南海トラフ巨大地震を想定した平成２６年度海田町防災訓練を、海田西小学校で実施をいたしました。当日は、広島市消防局、海田警察署などの協力を得て、垂直避難や避難所での生活についての体験をしていただき、防災意識の高揚に資することができました。次に、広島国道事務所から今年度東広島バイパス海田高架橋の下部工事に１２月頃から着手するとの報告がありました。今後、早期完成に向け、国に対し要望してまいります。以上、簡単でございますが、行政執行状況の主なものについて報告をいたしました。今議会には、諮問１件、同意２件、承認１件、指定管理者の指定１件、町道認定１件、条例改正５件、補正予算５件を提出しております。どうぞよろしくご審議いただくようお願い申し上げます。

○議長（久留島）以上で、行政報告を終わります。これにて諸般の報告の全てを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第５、諮問第２号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）諮問第２号、人権擁護委員の推薦について。人権擁護委員であります俵尚子さんの任期が平成２７年３月３１日をもって満了することに伴い、議員の推薦の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引き続き俵尚子さんでございまして。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、諮問第２号、人権擁護委員の推薦について、ご説明いたします。議案書の１ページをお開きください。現人権擁護委員であります俵尚子さんの任期が、平成２７年３月３１日をもって満了となることに伴いまして、引き続き俵尚子さんを人権擁護委員として推薦するものでございます。人権擁護委員につきましては、人権

擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、海田町の住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるものの中から議会の意見を聞いて町長が候補者の推薦を行い、法務大臣が委嘱するものでございます。委員の職務の内容でございですが、人権擁護委員法第1条の規定に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由、人権思想の普及高揚を図ることでございます。委員の任期は3年でございます。それでは、俵尚子さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和27年8月12日で現在62歳でございます。住所は議案書に記載のとおりでございます。平成13年12月から海田町民生委員児童委員を務めておられ、平成15年4月から海田町社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員を、平成18年4月から海田公民館運営審議会委員を務められるなど、多方面にわたってご活躍されておられます。人権擁護委員には平成21年4月に就任され、現在まで活動されております。これまでの長年の実績を踏まえ、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦を行うものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番佐中です。年齢が62歳ということですね、通常、大体60歳が一つの節目となる訳ですけれども、職務ですよ、職務から見て年間どのぐらいの案件、やれば切りがないと思いますけれども、年間どのぐらいの案件で、60歳過ぎてのそういう能力、体力、それから行動力ですね、これらを含めて、適当なのかどうか、職務がですね、非常に過激であれば、年齢そのものが非常に大きく負担がかかってくるというように感じるんですが、その点はどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）年齢につきましては、法務局が提示されてるのは75歳未満の方ということで、年齢の提示をされてます。それと職務につきましては、年間2回、福祉センターの方におきまして、人権相談所の開設をしていただきます。その他、各小学校におきまして、人権教室をされております。それと、健康福祉まつりでの街頭啓発、それと随時相談ということになっております。以上でございます。

○議長（久留島）これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより諮問第2号について採決を行います。お諮りいたします。諮問第2号については、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、諮問第2号については、これに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。固定資産評価審査委員会委員であります岸保伸生さんの任期が、平成27年2月3日をもって満了することに伴い、委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いするものの氏名は河崎康次さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてご説明いたします。議案書の2ページをお開きください。現固定資産評価審査委員会委員の岸保伸生さんの任期が、平成27年2月3日をもって満了となることに伴い、新たに河崎康次さんを選任するものでございます。固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定において、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任することとなっております。それでは、河崎康次さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和24年11月24日で現在65歳でございます。住所は議案書に記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和50年4月に広島県庁に採用され、平成22年3月に定年退職をされております。平成23年9月から平成25年1月まで不動産会社の代表を、平成24年10月から行政書士事務所の代表として現在に至っておられます。こういったことから、固定資産の評価に関する学識を有しておられ、適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、同意第3号について、採決を行います。お諮りいたします。同意第3号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、同意第3号については、これに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第7、同意第4号、教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第4号、教育委員会委員の任命の同意について。教育委員会委員であります佐々木正子さんの任期が平成27年3月6日をもって満了することに伴い、委員の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引き続き佐々木正子さんでございましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、同意第4号、教育委員会委員の任命の同意について、ご説明いたします。議案書の3ページをお開きください。現教育委員会委員の佐々木正子さんの任期が、平成27年3月6日をもって満了となることに伴いまして、引き続き、佐々木正子さんを教育委員会委員としてお願いするものでございます。教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育、学術及び文化に関して識見を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て任命するもので、任期は4年でございます。教育委員会委員の職務の内容でございしますが、地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の職務権限等について管理し、執行するものでございます。それでは、佐々木正子さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は、昭和19年6月25日で現在70歳でございます。住所は議

案書に記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和 45 年 4 月に海田町教育委員会に採用され、指導課、社会教育課に勤務され、平成 11 年 4 月から海田公民館長、平成 12 年 10 月から社会教育課長を歴任され、平成 17 年 3 月に定年退職されておられます。また、平成 17 年 6 月から海田町教育委員会委員に就任されておられます。このように、これまでの実績を踏まえ、適任と判断し、教育委員会委員としての任命の同意をお願いするものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。

○議長（久留島）質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、同意第 4 号について採決を行います。お諮りいたします。同意第 4 号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、同意第 4 号については、これに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 8、承認第 3 号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）承認第 3 号、専決処分をした事件の承認について。平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、衆議院議員総選挙に関する経費の増額の予算措置を行うものでございますが、緊急を要するため、11 月 21 日付けで専決処分させていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、承認第 3 号、専決処分をした事件の承認についてご説明いたします。議案書の 4 ページをお願いいたします。承認第 3 号につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 26 年 11 月 21 日に専決処分した平成 26 年度一般会計補正予算（第 3 号）を報告し、町議会の承認を求めるものでございます。専決処分とした理由につきましては、衆議院の解散に伴い 12 月 14 日に総選挙が実施されるこ

ととなったため、必要な予算の補正を専決処分させていただいたものでございます。続きまして、歳入歳出予算の補正について、資料 1 の平成 26 年度補正予算説明書により、歳出からご説明いたします。資料 1 の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。総務費の衆議院議員選挙費において、選挙の実施に必要な職員給与費事業 433 万円、総選挙執行事業 705 万 3,000 円を増額するものでございます。続きまして、歳入をご説明いたします。1 ページ、2 ページをお願いいたします。県支出金の総務費委託金でございますが、衆議院議員総選挙費委託金を 1,138 万 3,000 円増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。議案書の 6 ページをお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 1,138 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 92 億 7,767 万円とするものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、承認第 3 号について、採決を行います。お諮りいたします。承認第 3 号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、承認第 3 号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 9、認定第 1 号、平成 25 年度決算の認定について及び日程第 6、認定第 2 号、平成 25 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。この 2 件については、先の 9 月議会において決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員会、宗像委員長。

○6 番（宗像）平成 25 年度決算審査特別委員会審査報告をいたします。本委員会は、平成 26 年 9 月 2 日付けで付託されました案件を、審査の結果、以下に述べるとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第 72 号の規定により報告します。付託案件は、一つ、

認定第1号、平成25年度決算の認定について、平成25年度海田町一般会計歳入歳出決算、平成25年度海田町公共下水道課事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成25年度海田町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、二つ、認定第2号、平成25年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。審査経過については、平成26年9月2日、本会議において議員14名で設置された本委員会は、9月10日から、2回の委員会を開催し、審査案件について、町長以下執行部関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしました。審査内容等につきましては、お手元の報告書に記載しておりますので、省略させていただきます。最後に、審査の結果でございますが、認定第1号、平成25年度決算の認定については、全会一致により認定すべきものと決定いたしました。認定第2号、平成25年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についても、全会一致により認定すべきものと決定いたしました。以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより、各議案について順次採決を行います。まず、認定第1号、平成25年度決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、認定第1号について採決を行います。お諮りいたします。認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、認定第1号については認定することと決します。続いて、認定第2号、平成25年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、認定第2号に

ついて採決いたします。お諮りいたします。認定第2号については、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、認定第2号については認定することと決めます。暫時休憩いたします。再開は9時50分です。

~~~~~○~~~~~

午前 9時36分 休憩

午前 9時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第11、一般設問を行います。質問の通告がございますので、受付順に順次発言を許します。13番、崎本議員

○13番(崎本) 13番、崎本でございます。大きく3点ほど質問をいたします。1点目、串掛林道の整備を。串掛林道は熊野町、広島市、海田町の地域に至り、清掃管理は、各行政区ごとに実施や回数が異なり、管理が不揃いとなり悪化状況が際立ちます。このような管理の中、平成26年10月に海田町域分の串掛林道を通行すると、草が茂り、木が生い茂り、車が通り難い状況であるが、今後どのように整備を計画されるのかを問うものでございます。第2点目に、町道6号線の狭い所の解消を。今年9月定例会での質問内容で、道路幅が狭い所の解消に対して、住民の方々から請願や道路拡幅、解消への協力の提案がありましたが、この部分の進展はどのようになっていますか、というものでした。その答弁として、今後の各拡幅整備について地元の協力をお願いし、狭い所の解消をしていくとありましたが、その後の計画はどのようになっていますか。大きく3点目、保育所整備事業について。3園合併の新たな保育所の設置場所として、町は、幸保育所の位置としてますが、勤労青少年ホームの跡地に整備してはどうかを問うものです。その理由として、解体してすぐに利用できる、仮園舎整備も不要で経費もかからない。その上近隣に送迎用の駐車場が十分確保できるなど、多くメリットが考えられますが、どのように考えられますか、問うものでございます。以上3点です。

○議長(久留島) 町長。

○町長(山岡) 崎本議員の質問に答弁をいたします。まず、串掛林道の今後の整備計画についての質問でございますが、来年度から、年2回の除草や計画的な樹木の伐採を実施してまいりたいと考えております。続きまして、町道6号線の狭い道幅についての質問

でございますが、今年度、用地測量を行い、引き続き来年度に必要な予算を計上して、狭い所の解消を図ってまいりたいと考えております。続きまして、保育所整備事業についての質問でございますが、勤労青少年ホーム跡地付近には、既に民間の私立保育所が2園あり、その場所に新保育所を整備いたしますと、既存施設の運営への影響が考えられることから、検討した結果、勤労青少年ホーム跡地を新保育所の候補地としないことにいたしました。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） 再質問を行います。まず1点目の串掛林道の今後の計画についてでございますが、皆さんは、言われなわからんかどうか知りませんが、通ってみるとですね、道路幅にほとんど草木が茂りですよね、道路幅も確保できない、離合もできないというあれで、私が聞いたところによりますと、もう4、5件の事故が起きてます。そういうことを対処してね、いちいち議員さんからの要望がなくてはできないということではなしに、今まで以前も年に2回ぐらい清掃やられておりましたよね。いつからどのような理由でですね、それをやめられたか、やめられたためにね、木がものすごい太くなったら、今度、維持管理するのに莫大な錢がかかります。そういう事を考えられて行政ちゅうものやっておられるかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島） 建設課長。

○建設課長（木村） まず1点目の、当初、昔は年2回ほど除草を実施していた、いつからそれをしなくなったのかというご質問でございますが、これまで串掛林道につきましては除草であったり危険木の剪定というのは、適宜実施してまいりました。ただ、昨今台風であったりそういう大風であったり大雨であったり、そういう場合に、適宜、危険木、道路上に落ちましたものを剪定する回数が増えてきまして、定期的な除草回数を確保するというのが、予算的に難しい状況になってまいったところでございます。したがって、来年度からは、年間の除草管理と、それ以外の危険木の処理というのを別予算にいたしまして、年2回の除草を確保してまいりたいというふうに考えております。続きまして、大きくなった樹木の管理についてなんですけれども、今後につきましては、ある程度の予算を確保して、順次、そういった危険木を剪定・伐採しまして、トータル的な管理費の軽減を図ってまいりたいと考えております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） あなたらの考えと私らの考えは、ちょっと違うと思いますが、あのね、

危険木というものは、なってからでは遅いんですよね。雪が降って雪の重みで倒れたら、雪の中を危険木を伐採したりじゃなしに、その前にそういう危ない木を倒して、事前にやっておったら、そういう危険な目に遭わんですむと、私は思うて、一般質問を出しました。今後重点的にね、そのような管理をされないかね、木がだんだん太くなってね、その、伐採方法によっても経費がかかりますので、その点はどのように、早急にやるかやらないか、どのような考えですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）おっしゃることはよく分かっておりますので、今後は、ある程度予算を確保して定期的に、そういう大きくなりそうな樹木を剪定をいたしまして、トータルの維持管理費の軽減を図ってまいりたいと考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）まあ、ぜひとも提案があったら、早くやっていただきたいと思います。

第2点目、町道の6号線の狭い所の解消をと、答弁ですがね、用地の測量を行い引き続き来年度に、今年度はどういう計画をされたか、ちょっと、はっきりと、計画をちょっと言ってください。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）本年度につきましては、まずその拡幅を予定しております土地について、用地測量を実施させていただきたいと考えております。その上で、来年度、拡幅に必要な予算を計上して、来年度、できるだけ早い時期に、拡幅をしたいというふうに現在では考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）裁判、十何年もかかってですよ、裁判が済みましたから、6月に、6月定例会に間に合わなかったから4月に臨時議会出して補正予算で、この狭い所の解消するという答弁がありましたじゃないですか。今それはどうなってますか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）今おっしゃられました裁判で、時効取得の裁判をされているという件のところにつきましては、その裁判は終わりました、今現在、所有者さんの方で所有権移転登記を実施されていると伺っております。その部分につきましては、海田町の方としましては、用地測量を実施しまして、建物調査も実施している最中でございます。したがって、そういった所有権移転登記が完了しましたら、速やかに必要な契約等の

手続に進んでまいりたいと考えております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本）速やかに移転登記ができてないから私が質問しちよるんじゃないですか。

なぜ今までほったらかしにしちよるかいうて問い合わせたら、弁護士さんに任しとると、え、弁護士さんが移転登記はできる訳ないでしょうが。移転登記ちゅうものは、司法書士がするのは決まっとるものでしょうが。そういうことをあなた方は、いちいち勉強して研究してないですか、ちょっとそこを問います。

○議長（久留島） 建設課長。

○建設課長（木村） 今回の所有権移転登記というのは、土地所有者さんの方で実施されているものでございますが、弁護士さんの方はおっしゃられるように、法の専門家でございます。ただ、仕事の関係上で、当然そういった登記をされる司法書士さん等もご存じであるというふうに考えておりまして、その辺は、土地所有者さん、弁護士さんの方にお任せして、適正な時期に所有権移転登記ができるというふうに、当初は考えておりました。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本）十年も何年もかかって、早く速やかにせんにゃあいけんところをですよ、人に任すんじゃないしに、海田町の職員が率先して、早くしてもらえんのでしょうかと、こうこうこうですが、理由はと、いうようなことを、なぜ速やかに海田町は実施できるのですか。え、副町長、町長。速やかになぜできるのですか。十何年もかかったのを。わざわざ7月の、そうできんかったら9月の予算でも12月の予算でもつけりゃあええんじゃないですか。わざわざ速やかに早くせないけんから、4月の、7月の、わざわざ補正予算で、つけたんですよ。なぜ速やかにできるのですか。普通じゃったら、早くしましいうて町が率先して移転登記なんかするんじゃないんですか、総合公園なんかでも。なぜこの件に対しては弁護士や、司法書士や所有者に任すんですか。なぜ、町の方が行ってから、早く移転登記してください、しましうと、なぜ言われんのですか。そこに何か理由がありますか。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 町への移転登記という段階になりましたら、当然、町の職員で早急に行いますが、この度は、裁判で確定したその所有権者に対して、所有権者自体が自分のものであるという移転登記でございますから、ここに対しては、所有権者にやっていただ

くしかございません。ですから、その必要な、弁護士にこういうことお願いしたらいいんじゃないか、さらに司法書士にこういうことをお願いしたらいいんじゃないかとアドバイスするところまでがやっとでございます。そういう意味では少しでも早くそれをしていただいて、町へ移転登記できる状態にしてくださいというお願いはしておりますが、その部分について、町が前に出るということはできかねると思っております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） だから、前に出るんじゃないしに、早くお願いできないでしょうか。うちゅうのことを、なぜ早く言われんのですか、弁護士にでも。こちらは相談かけたら弁護士に相談されるようじゃだめじゃないですか。え、言い訳は聞きとうないんじゃないが、速やかに早くやってくださいよ。ね。この件に対してはね、町長も副町長もご存知のとおりと思いますが、請願書が3回出てますよね。ほんで、この狭いところに対しては承諾書も出してもらうておりますよね。そういうことがいっぱい重なった上で、早期実現をお願いしておる訳ですよ。だから、これを真摯に受けとめてですよね、早期になるべく解決するように努力はしてもらいたいんですが、その点についてはどのように思われますか。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 所有権者の方の手続をいち早くやっていただいて、早期な着工にしたいということについては、議員と同じように思っております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） だから、この請願や承諾書については、内容をしっかり検討して、早期実現ができるようにやってもらえるんですね。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 繰り返しになるかと思いますが、所有権移転の登記ができ次第速やかに着手してまいりたいと思います。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） 所有、いや私は、一点の所有権移転のとこだけを言うてない、そのほかに、協力を得られたところを早期にやってもらえんですか、ということ聞いています。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） その部分につきましても、町長答弁のとおり、用地測量を行った上で、来年度早期に着手してまいりたいと思います。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本）じゃあ早期にやってもらえるようお願いします。お願いじゃあいけんのじゃがまあ。第3点目、保育所の問題でございますが、ここの答弁ですよね、青少年ホーム跡地付近には既に民間の私立保育所は2園あり、その場所に建てると既存の施設の運営の方々に影響が与えられるということが理由になってますよね。ね、今、幸保育所の近隣には、みどり幼稚園、海田幼稚園、これはこれに該当しませんかどうか、そこをちょっとお願いします。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）幸保育所につきましては、現在も保育所として運営させていただいていることや、近隣で運営されているのは幼稚園であることから、大きな影響は生じないと考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）大きな影響が出ないいうてね、皆さん言われることは、これも施設で、一緒ですよ。私で、私事でやっておられます。それとお寺がやっておられるのはね、どう違いますか。理屈は一緒でしょう。法的根拠等は。片方では近隣の迷惑にかかる。片方では私立保育所として、海田町も協力して。そりゃ皆、海田町協力しちよるんじゃないですか。影響は同じじゃないんですか、園児を獲得する、園児をあれる影響は。法的にいうたら何の根拠が、何の根拠が違うか、ほいじゃあ法的に根拠をお願いします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）先ほどこども課長が説明いたしましたとおり、保育所と幼稚園、これ運営形態といいますか、入る対象、園児が違ってまいります。そういう意味での影響、保育所ニーズに対する影響というものと、幼稚園の教育を求めるニーズとの違いがございますので、保育所をつくっても影響が少ないと考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）私はトータル的にですよね。青少年ホーム跡地だったら、保護者が送迎するのに、交通量は少ないし危なくないし、駐車場の確保できるじゃないですか。総合的な判断した上でですね、この3保育所、統合する保育所も、0歳から民間委託してみな保育所も私立幼稚園もみなまとめてやる、同じような形態じゃないんですか。だから、皆、安全な場所、なるべく安全で近隣の苦情がない場所、トータルして選ばれるのが趣旨じゃないんですか。そこらどういう考えですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）今回の場所の選定につきましては、町内バランス、町内の保育所の配置であるとか、そういったことのバランス、それから、先ほど議員さんの方から出ました安全面ですが、今の建物、平屋のものを2階建てにするとかいうことであれば、駐車場の確保も十分できるんじゃないか、あるいは駐車場が足りないようであれば、これは今後の話にはなりますが、近隣の民間地の取得、こういったことも含めて検討をして、十分安全確保もできるのではないかという総合的な判断のもとで、幸保育所のところを提案させてもらったものでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）あなた方は、言うことがちぐはぐじゃないんですか。平屋を2階建てにして、駐車場は確保できると思います。できない場合は、民間所有のところを、計画も何も立ててないんじゃないんですか。総合的に、どこがどう、あれか、町内全体のバランスをとっていうて、ほんなら町内どういうバランスをとられたですか。いいですか。線路からこっちには、みどり幼稚園もいっぱいありますよ。じゃ線路からこっちは、お寺二つしかないじゃないですか。線路からこっちは南、つくも保育所もあるし、なにがバランスですか。もうこちらでも大きな保育所があるいうんですか、町営の。畝保育所はなくなるし、バランスを考えてやるんじゃないたら、もうちょっとね、計画的な答弁をしてくださいや。どうですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）はい、先ほどから答弁させていただきましたとおり、保育所というものと幼稚園というもの、これを一緒に考えるのではなくて、保育所ニーズに対するバランス、それから幼稚園ニーズ、幼稚園は町立幼稚園ございませんで民間になりますが、幼稚園は幼稚園のニーズというふうな考えを持っております。保育所のバランスを考えたときに、保育所だけを見れば、今の勤労青少年ホーム跡地のところにつきましては、民間の施設が既に2園ある。で、東海田地区については、小さくら保育園さんがある。そういったことのバランスを考えたときに、今の幸保育所のところに設置するというのが、それと今の保育ニーズ、南幸町地区とか、そういった地区、子どもさんたくさんいらっしゃるという状況を勘案した、総合的に判断をした結果が、今の幸保育所跡地に新保育所を立てようというふうなご提案をさせてもらったものでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）まあくだいようですがね、あなた方はね、答弁されるのはね、そういう、

人的なニーズを頭へ入れたらね、じゃあなぜ畝保育所の跡地を、ふるさと館の跡地、どうしてもあそこでなければいけないと、あその時にはそれだけニーズに合う人員は確保できないじゃないですか。あるところでは人員が、あるところでは人口がここに集約しておるから、というようなね、位置づけをされるのは、わしは不公平じゃと思う。これ何回言うてもあれじゃけえ、これまだ案ですからね。案で今から検討されないけないことがいっぱいありますよ。その一つ一つの案をですよ、十分説明できるよう、資料提供を今後お願いしますので。以上で終わります。

○議長（久留島） 5 番、住吉議員。

○5 番（住吉） 5 番議員、住吉です。3 項目についてお尋ねいたします。まず初めに、通学路の交通安全対策についてお尋ねいたします。9 月 26 日午後 3 時半頃、道路横断中の西小児童が車にはねられる事故が発生しました。幸いにしてけがは大したことなく、学校を休むことなく登校しております。広島県警の調べによると、子どもの交通事故の約 4 割が道路横断中に発生しており、発生時間帯は 16 時から 18 時が最も多く、全体の 4 割近くを占めております。また、登下校別に見ると、登校時よりも下校中の事故が多くなっております。道路交通法第 38 条では、車両等は、横断歩道等によりその進路の前方を横断し又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない、と定められております。本来は、一時停止線と同様の交通規制がかけられているものでありますが、残念ながら守られていないことが多いのが実情であります。一方、下校中や放課後に横断歩道付近で遊んだり話したりしている児童・生徒も多く、車両が横断歩道の手前で停止しない要因の一つとなっております。以上のことを踏まえ、2 点お尋ねいたします。1 点目、町内通学路上で信号機のない横断歩道が 104 か所もあります。車両等に対する注意喚起の一つとして、カラー舗装等を早急に行ってはいかがでしょうか。2 点目、本来は行政及び学校が行うものでありませんが、児童・生徒及びその保護者並びに未就学児の保護者に対して、交通法規を守ること、特に横断歩道付近での立ち話などをやめるよう、徹底してはいかがでしょうか。続きまして、時間雨量 100 ミリに耐えるまちづくりについて、お尋ねいたします。現在実施されている竹貞分区雨水整備計画では、想定時間雨量は 49.6 ミリとなっており、10 分雨量に換算すると約 8 ミリとなります。しかしながら、ここ数年間で町内の道路が冠水した際の雨量は、10 分雨量 10 ミリを超えたときに発生しており、従来の氾濫防御率 50 ミリの考えでは対処できなくなっております。国土交

通省では、平成 25 年 4 月 1 日から「100mm/h 安心プラン」が施行されております。これは従来の計画降雨を超える、いわゆるゲリラ豪雨に対し、住民が安心して暮らせるよう、関係分野の行政機関が役割分担をし、住民（団体）や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害の軽減を図るために実施する取り組みを定めたものであります。海田町は平野部が 2 級河川に囲まれていることから、河川管理者の広島県と協議会を設置し、住民の生命・財産を守るためにも「100mm/h 安心プラン」に登録し、時間雨量 100 ミリに耐えるまちづくりに取り組んではいかがでしょうか。最後に、大雨に対する警戒及び初動体制の改善について、お尋ねいたします。9 月 4 日の午前 5 時半頃より降りはじめた雨により、町内の至るところで道路冠水が発生し、尾崎川の水位も急上昇し、警戒水位には達していたものと思われます。早朝の雨にもかかわらず、職員も情報収集等に尽力されておりましたが、その対応には問題が見受けられました。当日の体制は、雨量観測値が 1 時間 20 ミリを超過した午前 6 時 15 分に職員を参集しております。しかしながら、前日の午前 11 時 2 分には広島地方気象台から、大雨と落雷及び突風に関する広島県気象情報第 1 号が、16 時 28 分には第 2 号が発表されており、同 49 分に海田町に大雨洪水注意報が発表されております。それを受けて各メディアの天気予報では、大雨に対する警戒を呼びかけており、少なくとも 3 日の 17 時頃から第一次警戒出動体制を敷くべきものでありました。職員による警戒巡視活動は、午前 6 時 40 分に開始しておりますが、その 10 分前から NHK のニュースで J R の徐行運転が伝えられており、踏切の長時間遮断が十分に予想できたものであります。それにもかかわらず、車両により活動を開始したため、渋滞に巻き込まれ、巡視活動に支障を来しております。また、尾崎川水位計の電話装置が何らかの支障をきたしていたことから、町職員担当者に連絡が入らなかったことから、尾崎川水位の上昇を把握できておらず、その結果、町が管理する堀川ポンプを作動させておりませんでした。ただし、雨量計は正確に作動しており、10 分雨量 10 ミリを超えた段階で、過去の実績から水位計の故障を疑うとともに、尾崎川の水位上昇は予測できたはずであります。それがなぜかできなかったために、何ら対策をとらなかったのみならず、西小児童約 40 名が越水間際の尾崎川張り出し歩道を通って登校しており、児童の安全確保の点でも問題があります。以上のことを踏まえ、5 点お尋ねいたします。1 点目、広島地方気象台から広島県気象情報が発表され、かつ、海田町に気象注意報又は警報が発表された場合、第 1 次警戒出動体制を敷いてはいかがでしょうか。2 点目、第 1 次警戒体制下において、担当職員に気象庁の高解像度

降水ナウキャスト等の気象レーダーを監視させ、1時間後に海田町に大雨が予想される場合は、直ちに第2次警戒出動準備体制を敷いてはいかがでしょうか。3点目、JRの徐行運転・運休など交通渋滞が予測される場合の警戒・巡視活動は、徒歩または電動アシスト付自転車で行ってはいかがでしょう。4点目、過去の雨量データと町内道路冠水の実績を照合し、内水ハザードマップを作成して、冠水のおそれがある地域には町民からの情報提供を待たず職員を警戒に向かわせてはいかがでしょうか。5点目、通学路が冠水又は冠水のおそれがある場合、登校時間を遅らせる措置をとるか、迂回させて登校させるなど、何らかの安全対策を講じてはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）住吉議員の質問の3番目の最後につきましては教育委員会から、それ以外につきましては、私の方から答弁をいたします。まず、通学路の安全対策についての質問でございますが、1点目については学校や関係機関と協議のうえ、必要な箇所について、設置を検討をしてみたいと考えております。2点目につきましては、海田警察と連携を図りながら、海田町交通安全協会を通じ乳幼児、学童に加え保護者も含め事故防止や交通規制の周知、マナー向上に努めてまいりたいと考えております。続きまして、時間雨量100ミリに耐えるまちづくりについての質問でございますが、本町におきましては、そのような被害はありませんでしたが、広島県の河川及び下水道部局と連携を取り、情報収集に努めてまいりたいと考えております。続きまして、大雨に対する警戒及び初動体制の改善についての質問でございますが、1点目と2点目については、現在、災害発生のおそれが予想される場合の注意報、警報につきましては、第1次警戒体制を敷き、状況に応じて第2次警戒体制をとることとしておりますが、9月4日の状況を踏まえ、初動体制の見直しをする必要があると考えております。3点目につきましては、渋滞などで車両による現場到着が遅れる場合もあることから、今後、状況に応じて、徒歩や自転車での巡視活動を行ってまいりたいと考えております。4点目につきましては、道路冠水が起きやすい地域を把握しておりますので、内水ハザードマップの作成までは考えておりませんが、警戒にあたっては、遺漏のないよう巡視を行ってまいります。それでは、最後の質問につきましては、教育委員会から答弁しますので、よろしく願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）通学路の冠水に係る安全対策についての質問でございますが、冠水等が

予想される際には、気象情報及び生活安全課からの情報等を元に、学校が通学路の安全確認を行っております。その後、危険箇所には教員を配置するとともに、状況に応じて通学路や始業開始時間の変更等を行い、地域や安全ボランティアの協力を得ながら、登校指導を行っているところでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）再質問に移ります。まず、通学路の安全対策の点で学校や関係機関と協議のうえ必要な箇所について設置を検討してまいりたいと考えております。前にも、私、同様の一般質問をさせていただいてるんですよ。そのときもやっぱり同じような答弁があったんですよ。それ以降、たいして改善もみられず、つい先日、西小付近の横断歩道2か所によりやくカラー舗装していただいたと。これもテレビ局が取材に来ていたけども。そういったことで、もうちょっと前向きな答弁が出るかと思いましたが、やっぱり、また、検討してまいりたいと考えております。なんか、つけるのかつけんのか分からんのですよね。やるんかやらんのか。過去も同じ答弁をしておきながら、1年か2年、ほとんど何もしてないんですよ。これやるんですか、まず、それお尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）議員さんおっしゃられますように、通学路の安全対策というのは非常に重要なことだというふうに町は考えております。今後カラー舗装等の安全対策を実施するかということでございますが、道路管理者としてできることだけではなくて、学校であったり、見守りをさせていただいております地域の方々のご意見等を踏まえて、皆さんの多角的視点からこういった箇所が必要かというところを抽出して、実施をしてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）こういった箇所が必要か抽出してまいりたいということですが、それで今回、私は、通学路上で信号機のない横断歩道にやってはどうかというふうに提案させてもらったんですけども、そこじゃなしにというふうにもとれるんですよ。意見を聞いて、必要な箇所を抽出すると言ったら。実際どういうふうを考えてらっしゃるのか、もうちょっと具体的に答弁願います。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、今申し上げさせていただいたところは、通学路上で信号機のない横断歩道を考えております。ただ、そうはいいましても、例えば、通行する車両の量

であったり、渡られる児童さんの数だったりすると、そういった整備する優先順位というのは、個々に変わってまいります。そういったこともございますので、学校であったり、そういった地域の見守りの方のご意見であったり、そういうのを集約した上で実施をしていきたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）なんか今の答弁聞きよったら、やるにしても随分時間がかかりそうな長い長い話になりそうな気がするんですけども、実際どうなんですか。短時間でそれはできるんでしょうか。それとも、やっぱり、それこそ来年度も何もできませんでした言う形になりそうなんですけど、実際どうなんですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）学校関係者であったり地域の方の意見を集約するというのは、どれほどの時間を要するかっていうのは、この時点ではなかなかはっきりと申し上げられませんが、町といたしましては、そういった必要な箇所については、できるだけ早く実施をしてまいりたいと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）できる限り早くやってもらわにゃ困るんですよ。実際今回2か所ほどやってもらいましたけども、あそこも、登校時間帯交通量が多いんですが、毎日通る同じ時間に通る方ですから、通学路だというのはご理解いただいて通行されてるんです。その時間は外す、要は下校時間帯であり、あるいは放課後、あるいは休日、とんでもないスピードで通り抜けるんですよ。子どもがおろうがおるまいが止まってくれませんし、実際今回やっていただいたところだけじゃないと思うんですよ。特に2号線バイパスが瀬野まで通じたことにより、東小、南小の通学路、非常に危険な状況になってるんじゃないかと思うんです。実際そういう要望もいただいておりますし。ですから、明らかに、そういった要望はこれまでも、この役場に結構上がってきていると思うんですよ。あるいは教育委員会に対してもPTAを通じて上がってきているんじゃないかと思うんです。まずそれら要望があるところを優先的に、どんどんやっていったらいいんじゃないかと思うんですよ。舗装の単価自体は知れてるはずですし、それ全部やれば1,000万円、2,000万円の仕事になりますけども、まずできるところからこつこつと。ですから今回もうちょっと前向きな答弁が出てくるものと期待しとったんですが、意外や意外、前回とほとんど同じ答弁なんです。設置を検討してまいりたいと考えております。やる

んかやらんのかわからんのんですよね。そういった意味で、どういうたらええんか、何か不思議な感覚、教育委員会もそういった部分に危機感を持っている。建設課も危機感を持っている。だけど一般質問で出してきてみりゃなんだこれ言うような答弁。緊張感も何もないような答弁が出てくる。町民の方にとってみたら、海田町は、何を考えているのかわからんのんですよね。脱線しましたから話を元に戻しますが、これは、来年度中、104 か所、残りあと 100 か所ぐらいか、になろうかと思いますが、来年度中には、遅くとも来年度の末までには全部やるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）今ありました 104 か所、残り 100 か所程度になろうかと思うんですけども、それを全部というのは難しいかと考えております。ただ、先ほど申されましたように、できるところからこつこつと着実に安全対策の方はですね、実施してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）そういう答弁が出てきたからにはやらんにゃあいけんでしょから、そこから期待しております。児童・生徒及び就学児の保護者に交通法規を守ることの徹底についてですが、こちらのほう、児童・生徒であれば、学校を通じてできようかと思えます。で、問題は、未就学児の保護者、これに対しては、どのような形でマナーの向上、周知徹底を図っていこうと考えていらっしゃいますか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）町長答弁で申し上げましたとおり、海田町交通安全協会、こちらの方がですね、各校区自治会、自治会連合会、町内保育所、幼稚園、町立小・中・高等学校、各小・中学校 P T A 等保護者が関係するもの、そして未就学児が関係するものがございますので、そこら辺にですね、情報提供をして、交通法規またはマナー、そういったものの周知を図っていきたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）なんで本来行政がやるべきではないことを私がやってはどうか言ったかといいますと、先月ぐらいかな、うちの前の横断歩道で、夕方ぐらい、保護者 2 名がぺちやくちゃしゃべりよるんですよ。その子どもらもおるんですよ。ボールで遊びよるんですよ。2 回か 3 回、道路に転がっていきよる。で、それを親がまた取りに行って、また長らく話をしよる。本来はどやしつけてやろうと思ったんですけども、さすがに子ど

もの前で親をぼろくそには悪いと思ったので、注意程度に留めましたが、子どもはそういう姿を見よるんですよ。実際、広島県警にはホームページにも載っていますが、小さい子どもには抽象的なこと言っても理解せん。大人の真似をする、依存する傾向がある。実際、うちの前通学路ですからよう見よったら分かるんです。その通りなんですよ。横断歩道の前にやたらめったら、子どもらがたむろするんですよ。で、遊ぶ。まあ、親がはねられる分には、ええ年こいて、知ったこっちゃないんですが、そのことにより子どもが犠牲になるのも、それはさすがに見過ごせんなど。未就学児の親にしたって、ベビーカーを押しながらスマートフォンをいじりよる。それだけならまだええんですけど、それも良くないですけども、もうひとり、ちっちゃい子がおるのに、その子ほったらかし。こんな光景をひまわりプラザの周辺でよく見かけるんですよ。今、そういった事もあって、国の方で道徳教育に力入れようとしてますけども、これただ今聞いた話は、自治会、保育所、幼稚園、小学校言いますが、保護者全員に、果たしてそれで周知できるとお考えですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）完全に全ての保護者に周知、それは非常に難しいこととは思いますが、そういったところで、徐々にではございますが周知していくべきだろうと考えておりますので、そういった努力はしていきたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）では、続きまして、時間雨量 100 ミリに耐えるまちづくりに関して再質問いたしますが、答弁は、広島県と連携をとり情報収集に努めてまいりたいと考えております、私の質問の仕方が悪かったんでしょうね、100mm/h に登録してはどうかということを行っていますから。趣旨としては、時間雨量 100 ミリ雨量に耐えるまちづくり、これに取り組んではどうかということなんです、それに対する答弁がひとつもないんですよ。もう一度伺いします。海田町も時間雨量 100 ミリに耐えるまちづくりに取り組んではいかがでしょうか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）現在のところ、質問書にございますように、本町では約 50 ミリで下水道の計画を立てております。しかしながら、まだこれが全て完成をいたしておりませんので、まずはこの 50 ミリという部分に力を注ぎ、その後に上積みを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）はあもう、50ミリじゃあ間に合わんというのが分かっておるのに、竹貞分区だけじゃないですよ。莫大な税金を注ぎ込んで、役に立たんもん造りよるんですよ、今。50ミリですら、いまだに達成しておらんものを、それができるのを待ってから100ミリいいよったら、あと何十年間、海田町は、雨が降る度に水浸しになるんですか。じゃ、逆に、お伺いします。じゃあ、それが、時間雨量50ミリに達成するまでの間は、町内の道路はあちこち、道路冠水あるいは床下浸水するのは仕方ないことだと海田町は考えてるんですか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）仕方ないというふうにはちょっと申し上げられないところではございますが、例えば、尾崎川流域におきましては、河川との兼ね合いがございます。下水がいくら頑張っても河川も頑張らないかん、というような事情もございますので、河川と下水が連携を取りながら、今後、そういう整備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）そういう整備を進めていく前提が、時間雨量50ミリのままじゃ足らんいうとるんですよ。分かつとることですよ、10分雨量十何ミリの雨が降って道路冠水ですよ、あっという間ですよ。降り始めから10分、20分で水浸しなんです。尾崎川の水位も急上昇する。今の時間雨量、氾濫時間雨量50ミリを基準にして考えとったら間に合わんから、もう100ミリに上げたらどうかと。しかもこれ、1年、2年でできる話じゃないでしょ、10年、20年、下手をすれば100年ぐらいかかる話なんですよ。今の50ミリ基準での雨水排水整備の完成を待ちよったら、いつまでたっても、雨に弱い町なんですよ。その点の発想を変えたらどうかと聞いとるんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）町内全域でちょっと考えさせていただきますが、尾崎川だけでなくですね、前回、9月の一般質問のときにですね、やはり、西田議員の方からもですね、そういった、枝の水路とかの整備をしたらどうか、それが、要は溢れて、国信地区の一部でもですね、道路冠水をしてきたと、こういう事実がございます。まずメインの管は今下水道課長が言うたようにですね、時間50ミリで、まず整備をさせてもらうというのが、大前提でございます。それ以外に、やはり枝のところ、末端のところでございます

すが、そういったところの整備がですね、本来 50 ミリで整備できるようなところじゃないんですが、そういったところが十分にできてなかったり、修繕の方がですね、あと、浚渫とかそういったのが定期的にどうしても全部はできませんので、その辺ができてなかったりと、そういったものが複合的に絡み合ってますね、やはりこの夏でも一部道路冠水したというような状況が見られますので、まず、そういった本管についてはですね、やはり現在の基本の考え方の 50 ミリでいかさしていただきまして、それ以外、この夏でも溢れたような末端の部分については、やはり、部分的な修繕等々ですね、対応させていただくというのが、現在の町の考え方でございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）末端の水路を整備するのもええことですが、元、大きい排水管、これが時間雨量 50 ミリしか耐えられんのですから、間に合う訳ないじゃないですか。末端がどんどん整備されても、本管が時間雨量 50 ミリまでしか耐えれんかったら、末端の水路も流れる訳ないですよ。一番分かりづらいのが、中雨水幹線、整備しました、でも、尾崎川の排水ポンプの能力は高くないのですから、用を成してないんですよ。尾崎川がいっぱいになれば、中雨水幹線もなかなか流れない。それどころか、尾崎川のポンプの能力が足らんから溢れる。私ら住んどところは、床下浸水、床上浸水なりますわいね。大元をまず根本的に解決していかんにゃあ、いくら末端の水路を解決したって、水は流れんのんですよ。そういった意味では、今後整備していく雨水排水、50 ミリじゃ間に合わないのは分かっておるんですから、100 ミリにかえて整備したらどうか、提案しとるんですよ。言うとする意味分かりますかね。それをなぜ、変えないのか、不思議でなりません。何億という金を使って整備して、役に立たないものを今つくっていきよるんですよ。今回、たまたま竹貞を例に出しましたが、他の地域においても、50 ミリのままで整備していったら、役に立たんものをばんばん作っていきよるんですよ。そうじゃなしに、もう 100 ミリを基準にして整備計画をやり直したらどうかと聞いておるんですが、なぜできないんですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今ご指摘のことについても、先般、先週ですね、県の防災・減災対策と市町と県の幹部との危機管理の関係でいろいろ協議しました。そのときにも、そういう問題がですね、各町から出てきました。と申しますのは、今までこんなようですね、安佐南区のような大雨が降った、経験がないことが起きたということに対して、県につま

しても、本当に危機管理に対して万全な体制をつくっていききたい、各市町におきましても、それぞれの様子がかかなり変化をしてくる時期に来ておるということをですね、いろいろ協議をさせていただきましたので、県の行政のそういう指導を踏まえて、今、尾崎川の防衛省の問題も踏まえてですね、海田町も見直す時期に来とるんじゃないというふうに判断をしてますので、今後そのことについてですね、県とか防衛省とか、また建設、国土交通省等も踏まえてですね、我々も一緒に研究をしてですね、海田町に合った、そういう防災計画、排水経路、下水道の関係についてやっていきたい、こういうように考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）どうもなんか勘違いされてる。私が言ってるからといって別に尾崎川限定で話している訳じゃないんですよ。町内全域、これは勘違いしないでほしいんですよ。尾崎川は、当然、県と協議をせにゃあならん。それ以外の部分、せっかく雨水貯留施設を造っても、時間雨量 50 ミリまでじゃ間に合いませんわいね。3問目のところで言うてますけど、あの時は時間雨量 41 ミリぐらいしか降ってなかったんですよ。ところが、10分雨量が十何ミリ超えておるのが20分にわたって降り続いて、道路冠水が発生しておる。だから、今までの氾濫防御率 50 ミリじゃ間に合わんと言っとるんですが、なぜ発想を変えるのをそんなに嫌がるんですかね。確かに金がかかりますよ。でも、役に立たんもん作るよりも、いずれ将来の海田町の皆さんが喜んでいただけるものを、これから計画したらどうかと言うとるんですが、なぜそれができないのか、不思議でならん。もう一遍その辺答弁願います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今、議員がご質問の中で、何度か出てきた、役に立たないというところについて、当然にそれをやることによって、道路冠水の箇所が減るとか、いろいろと緩和されてまいります。まず、今の段階では、海田町は、時間雨量 50 ミリ、もっと言えば 10分雨量でいくと、5ミリから6ミリ程度のものにまだ耐えれない。それをまず耐えられるようにしてですね、おっしゃられたように、その間、しばらくの間、道路冠水があってもしょうがないというのかと、おっしゃられるところについては、いくつかのところについては、やむを得ないと思っております。その部分については、議員がこの後でご質問されます、そういう時に職員をどのように配置するかという、そういうところでまず対応しなければいけないのではないかと。で、町長も申しましたように、当然に今、

50 ミリに対応できないというのは確かでございますから、ただこれもおっしゃるとおり相当な財源を要しますから、どうするかという時に、じゃあ今 100 ミリに切り換えてですね、50 ミリに耐えうるまちづくりを進めてるのを止めるかといいましたら、やはり今待たれてる方たちが、自分らのところはちょっとした雨でも浸かると、それをまず何とかしてくれという声も強うございますから、それはそれでやる必要があると思います。そういう中で、次にどう 100 ミリに耐えていくかという話に変わっていくと思いますから、議員がおっしゃいました中で、私どもと少し感覚が違うのが、全く役に立たないというふうには考えておりませんで、少しの雨でも浸かるところに対しては、それはなんとかまず解消したい。それは、竹貞地区、特にそうでございます。ほかが浸からなくなったのにもかかわらずあそこはまだ浸かると。その状況は、町内全体を考えた時にまず解消をしたい。その上で、おっしゃるように、もっとゲリラ豪雨においても道路冠水しないのに越したことはない訳ですから、そのようにしていきとうございますが、それは今の国の試算等でも相当なお金がかかると。海田町でもそれをどこからやっていくかと。そこで今度は尾崎川の話が出てくる訳でございます。そういった意味で、今おっしゃいました役に立たないという感覚は持っておりませんで、そういったゲリラ豪雨にも対応しなければいけません、梅雨時に少しの雨でも道路冠水を起こしてしまうところをまず解消したい。それは竹貞分区でもございますし、建設部長が言いました末端の水路の整備と、そういうところだと思います。ここは、住民の方の利便性とか、そういうことを考えて、まずこれはやらなければいけない。これは役に立たないという感覚は持っておりません。しかし、町長も申しましたように、今の時代にどう適用するかというところについては、申し訳ございませんが、どの程度のものをつくれば、そういった 100 ミリになるのかというのは、まだ、なかなか、その、町単独の技術力ではできませんので、今回町長が答弁で申しておりますような、そういう情報収集に努めてまいりたいと。その先は、議員おっしゃったような何年かかる計画になるかも分かりませんが、順次その 100 ミリに耐え得るものにするという形になりますが、議員がおっしゃいましたような、今の 50 ミリの計画を切り替えるということになりますと、50 ミリの計画によって待たれている部分ございますから、その部分については、少し、私どもの今の計画に対する考え方と、議員のご提案と違ってるとのかなと、そのように考えております。まず、50 ミリで皆さん方に効果をまず見せたいと、そのように考えています。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）これ以上言うても、多分水かけ論になるんですけども、どうせならそこ、50 ミリに耐える所を 100 ミリに変えていけばいいように思うんですが、今の答弁聞いたったら、もう、そういう気がなさそうなので次の機会にします。続きまして、大雨に対する警戒及び初動体制の改善の再質問を行います。まず、初動体制の見直しをする必要があると考えております、そりゃ考えるのは当たり前なんですが、じゃどうするのかいう答弁がないんです。どのように見直しされるんですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）議員ご指摘のとおり、やはりレーダー等の監視、これ非常に重要なことと考えております。雨雲の動きを十分に計算しながら、何時間後に雨が降ると、そういった監視体制は十分に敷いていきたいと。それと、大雨、特にゲリラ豪雨等局地的な雨に関しましては、なかなか、レーダー等でも予測が難しいところだろうと思います。そういった場合に、やはり町内在住職員もおりますので、そういったところからの情報収集、そういったところも強化していきたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）実際レーダー、あれ結構役に立つんですよ。今回、安佐北、安佐南、土砂災害ありましたけども、あの日、私、レーダー見よったんですよ。私が市長じゃったら、もう夜 10 時の段階で避難勧告出しています。そのぐらい激しい雨雲がずっと続きよったんです。その点が、そうしますという答弁があったんで、お願いします。で、続きまして、状況に応じ徒歩や自転車での巡視活動を行ってまいりたいと考えております、この状況というのは、どのように判断される予定でしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）やはり議員おっしゃったように、交通情報、電車の運休等はテレビ等でも確認できますし、ネット等でも確認できますので、重要なのは情報収集というところで、そういったところで情報収集して適切に出動体制を敷いていきたいと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）過去にも何度か提案してやりません言われた内水ハザードマップの作成、やはりまだ考えておりませんんですよ。だれが見ても分かる、データ化しておかんにゃあ、いつかは忘れられるんですよ。実際私が議員になって何年目かに、前の年に、この家が真っ先に浸水するでって伝えたことが、生活安全課長が代わったら引き継がれとらんかったんですよ。そういったこともあったんですよ。もう随分前の話ですよ。

だれが見ても分かるようにしとかんと、データ化しとかんと、いつかはみな忘れるんですよ。人事異動を繰り返したら。今言うた私の例なんて、1年後に忘れ去られたんですからね。なぜこの海田町は、内水ハザードマップの作成をそんなに嫌がるんですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）あえてハザードマップをつくらない、どうしても危険箇所を表示するものをつくらないと言っている訳ではございませんで、生活安全課の方で、防災パトロール巡回箇所図というのをつくっております。それには、道路の冠水、発生の多い場所とか、スクリーンが良く詰まる箇所、そういったものをですね、落とし込んだ図面がございますので、これを活用してですね、巡回の方に、町内巡視の方にあたるということとしております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）それを、ついでにそのまま内水ハザードマップにしていれば手っ取り早いように思いますが、なぜそれができないのでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）あくまでも内部活用ということで作らせていただいておりますので、改めて町民の皆さんにお示ししてということまでは考えておりません。あくまでも、内部でこれを確認して、それぞれ職員に指示をして、巡視にあたらせたいと、そう考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）もうそこまでできているんだったら、町民の皆さんにも、ここは冠水しやすいですよというのを情報提供してもいいんじゃないですか、自主防災組織に。なぜそこで、内部資料としてぴしゃっと遮断しておしまいになるのか、不思議なんです。職員だけでは手が足りないことがこれから出てくると思います、大雨の時期になれば。そういった際にも、できているんですから、元が、それをハザードマップに作り替えて、また同じように広報に挟んで配るだけでもいいじゃないですか。予算いるでしょうけども、なぜそこ、出し惜しみをされるのでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）町民の方から情報提供いただけるということは非常にありがたいことでございますので、ちょっと、どういった周知の方法がいいか、またちょっと検討させていただいてですね、自主防災組織、自治会の方に、もしかしたらお願いするかも

しませんが、検討は進めてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）今の検討を進めてまいりたいというのは、内水ハザードマップの作成のことでよろしいですね。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）議員ご提案のハザードマップにつきましては、今後の宿題にさせていただきたいと思います。それから、生活安全課長の方が答弁いたしましたけども、町内の冠水地区についてはおおむね把握しております。それから、来年度、防犯カメラについても設置を今検討しておりますが、これも、防災の観点から活用できないかというところを、今、生活安全課の方で研究させております。これも併せて活用もしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）防犯カメラ等、聞きたいんですが、話がそれるのでまたそれは次回にお尋ねします。あと、通学路の冠水にかかる安全対策の話なんですけど、先ほど来教育長の答弁を聞きよりますと、安全確認を行っております、登校指導を行っております、いや、私が見た時は行ってなかったんです。越水間際の尾崎川の張り出し歩道を、西小の児童が通って学校に行きよったと。別に教職員の姿は見ませんでしたし、そういった意味で聞いておるんですが、これは、行っておりますという言い方をしていると、じゃこれ以上何もしないというふうに聞こえるんですが、実際はどうなんでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）当日、職員の方が何箇所かに立って出ていたということは、学校側からも確認を取っております。たまたまその時間に議員さんと会わなかったのかもしれませんが、その状況は把握した上で、迂回をさせなかったということを、職員の方から聞き取りを行っております。また、海田西小学校に限らず、特に警報が出ているまたは注意報等で河川が増水している場合については、職員またはボランティアさんとの連携の中で、危険個所に立ち、迂回をさせている、またはそのまま通っても可ということ判断をし、通学路の点検に注意をさせているという確認をとっております。今後もそのように続けていきたいと思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）私が見た限りでは、児童が通学しよる最中そういった姿を見なかったんで

すけどもね。その答弁は信用しましょう。ただ反面、見とったのに、あそこをそのまま通したという判断は正直いかがなものかと思います。たまたま通学時間帯、確かに雨はほとんどやんでましたけども、あれがこのままだったらどっと降ったら溢れる訳ですよ。要は、登校、安全確認を行っています。でもあの日にあの道を通らせたということは、これ、判断がおかしいように思いますが、その辺は教育委員会としていかがでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）その判断につきましては、もちろん個人の私見で行うものではなく、現地の状況、またその子どもたちの年齢等の通学状況ということを、教育委員会と連携いたしまして判断するというもので、決して、現地職員の単独の私見で行うものではないというふうには考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）その答弁を信じますけども、先ほど答弁にありましたように、気象情報及び生活安全課の情報を元ということですが、結局その辺も情報が伝わらん可能性もありますよね。今回、生活安全課の方では一生懸命やとったんですが、たまたま尾崎川の連絡系統が故障か何かして、全く状況を把握してなかったんです、まず。気象情報はどうかというと、注意報で止まってたんです、あんだけ雨が降ったのに。そういった状況下において、通学路の安全確認が、今の答弁では、果たして、できますか。全部別ルートからの情報に頼り切っているんですよ、通学路の安全確保が。そういった部分を、今後どのように。改善されるおつもりはあるんでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）今議員おっしゃられるように、あくまでも第三者的な、テレビであるとかネットというものと、現地での状況というのは、現場に一番近いものが現状確認をした上でということが、大きな責任というか情報になるということは、こちらも把握しております。ただ先ほど言いましたように、その者だけの私見で行うものではないということもありますので、総合的な判断を教育委員会が中心となってい、その判断をさせていただくようにしたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）ではお伺いしますが、職員といいましても、実際学校の通学時間帯、西小を例に挙げると、校長、教頭、養護教諭ぐらいしか、多分通学時間帯に出てきてないと思うんですよ。そういう中において、それなりに広範囲に広がっている通学路の安全確

保、安全確認というものが、果たして本当にできるのでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）正直、限界はあると思っております。ただ、学校としてですね、こういう警報が出た時に、校長というのは、私も校長を務めたことがありますけども、気が気ではない、どれだけ職員に、最大限の効果を上げるかということを考えます。今、議員おっしゃったように、西小の場合を例にとると、確かに3名ぐらいしか出れません。ほかの教員は全部教室に上がって、子どもたちの面倒を見てますから。ただ、警報の時ですね、3名だけじゃなくて、私、海田に来たときから学校に指示しましたけども、事前に、台風なんか過ぎ去ったあとなんかを、車で通学路を教職員に回らせて、その報告を受けて校長が何時に登校と、そういう指示を出すというふうに、この体制を今とっておりますけれども、それで、私、完全に安全確保されたということまでは、到底答弁できないと思っております。そのために、地域のボランティアの方であるとか、それから役場の安全課であるとか、気象情報のレーダーのナウキャストですかね、ああいった周辺情報も併せてですね、最善の対策をとっていきたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）今教育長の答弁に、警報が出たらとおっしゃいましたが、今、警報がなかなか出んのんですよ。ゲリラ豪雨なんかも、雨がやみはじめた頃、あるいは雨が止んでから大雨洪水警報が出るような状態です。それはもう警報を出す仕組み上仕方ないことなんで、これ以上くどくど質問しませんけども、その点も考慮した上で今後、大雨の時における通学路の安全確保、これはご検討いただきたいと思います。終わります。

○議長（久留島）9番、西田議員。

○9番（西田）9番、西田です。大きく2点質問いたします。1点目、J R海田市駅南口の地区計画の推進を、についてお尋ねいたします。J R海田市駅南口の東街区の区画整理事業は仮換地も進み、街路整備への着手と換地に向けての最終の整備に入っています。西街区の地区計画は東街区の街路と連携を図る意味でも、整備を早期に進める時期に来ていると思われます。そもそも、元の区画整理事業は西街区と東街区の合計5.8ヘクタールで推進されており、用地買収も西街区には多く点在しています。このことから、この有効利用を含めて、西街区の地区計画に対し、平成23年の定例会でもその推進を図るよう質したところでございます。広島市の安芸区民センターから海田市駅に向かうJ R山陽本線の南側側道の拡幅が花都川まで進み、J R海田市駅南口の目の前に来ており

ます。地区計画の主なものを見ると、このアクセスとともに、西街区の中央街路である町道 14 号線の整備と、J R 海田市駅南口前ロータリーとの接続が示されています。また、瀬野川右岸に接する町道 2 号の拡幅により、県道広島海田 164 号線とのスムーズな通行を図る計画も示されています。この箇所は、東街区の工事に係る工事の安全性の確保においても重要と考えられます。以上のことから、海田市駅南口の西街区における地区計画の早期推進によるまちの活性化という観点から、次の質問をいたします。まず 1 点目、安芸区民センターからの海田市駅へのアクセス道路の早期実現に向けた整備計画を立てるべきと考えますが、整備の推進を図ってはどうか、お伺いいたします。2 点目、西街区の道路の整備並びに J R 海田市駅南口のロータリーへの大型車両のアクセスの改善を図るべきと考えますが、その計画はどのようになり、いつ頃実施される予定でございましょうか。3 点目、区画整理で用地買収された土地を、町の活性化に向けた有効活用を早期に図ってはどうか、お伺いいたします。次に、大きく 2 点目、災害対策を、についてお伺いします。地球規模で起きる地球温暖化や巨大台風の発生による高潮対策が求められる中、本町でも、海田湾に注ぐ瀬野川左岸の高潮対策が進められています。日本では、平成 23 年 3 月 11 日、東北大震災による甚大な津波被害を受けました。これに伴い、南海トラフ巨大地震に伴う甚大な被害を与える津波が懸念され、広島県においては、平成 25 年 10 月に地震被害想定調査報告書が出され、地震とともに津波による被害想定が示されています。海田町防災会議も、平成 26 年 3 月に海田町地域防災計画の震災対策と基本風水害対策の修正が行われたところでございます。広島市北部を襲った今年平成 26 年 8 月 20 日の集中豪雨は、土砂崩れによる甚大な被害を与えました。国は各地で頻繁に起きる豪雨災害に対応するため、都道府県には、基礎調査の結果の公表や土砂災害警戒情報の市町への通知、一般、住民の方々ですね、一般への周知の義務づけ、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への追加などの措置を講ずるとする法律の一部改正がされました。このような背景の中、本町でも、地震や津波対策とともに集中豪雨などによる浸水やがけ崩れの対策が迫られ、雨水幹線はもとより、大小水路の整備計画やポンプアップの強化など、水害への対応や、急傾斜のがけ崩れなどの対策が緊急に求められる状況になってきています。以上のことから、災害に強いまちづくりという観点から次の質問をいたします。1 点目、瀬野川左岸の高潮対策の進捗はどのようになっていますか。2 点目、津波対策の計画はどのようになっていますか。3 点目、尾崎川の排水強化はどのようになっていますか。4 点目、急傾斜の新たながけ

崩れ対策や既設対策の点検および修繕はどのようになっていますか。5点目、土砂災害防止対策の推進において、基礎調査の結果の公表、土砂災害警戒情報の一般住民の方への周知、市町地域防災計画への避難場所、避難経路などの明示が具体的に示されていますが、取り組みはどのようになっていますか、お伺いします。6点目、1から5の質問を踏まえて、災害に強いまちづくりを進めるためにも、各災害想定における点検と対策を再度検討し、地域防災計画の改正を急いではどうでしょうか、お伺いします。以上2点、よろしくお願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問に答弁をいたします。まず、海田市駅南口の地区計画についての質問でございますが、1点目については現計画の策定の経緯もございますので、計画どおり整備することが最も適切であると考えております。2点目については、県道広島海田線から海田市駅南口へのアクセスの強化を、来年度から図ってまいりたいと考えております。3点目につきましては、地区計画の中で、公園用地や道路用地として活用することとしております。続きまして、災害対策についての質問でございますが、1点目については瀬野川左岸の明神公園前から下流の延長約1キロメートルを整備区間として、現在、第1工区として神社から下流方向にむかい、運送会社までの約360メートルを施工中と伺っております。2点目については、津波対策については、高台への避難もしくは中高層建物への垂直避難に主眼を置いて対応していくことにしております。3点目については、ポンプ場新設に向け、陸上自衛隊海田市駐屯地の敷地の一部を候補地として、現在自衛隊と協議を進めており、平成28年度事業着手を目途として努力されていると伺っております。4点目については、新規対策は、想定被害の大きな箇所や住民からの要望の多い箇所から新規事業箇所として、県へ要望を行うこととしております。次に、既設対策は、県においては、毎年度、点検を実施されており、適正な維持管理に努めていると伺っております。また町においても、毎年梅雨前に1回、職員による目視総点検と必要に応じて随時点検を行い、適正な維持管理に努めております。5点目については、土砂災害防止対策の第1段階である基礎調査が、海田町域において実施されていないことから、できるだけ速やかに基礎調査を実施いただくよう、県に要望してまいりたいと思います。また、基礎調査実施後、結果の公表とともに、地域防災計画の見直し、住民への周知、避難所、避難経路についての具体的な検討を進めてまいりたいと思います。6点目につきましては、必要に応じ、海田町地域防災計画を適宜見直して

まいりたいと思います。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）それでは、1点目のJR海田市駅南口地区計画の推進をに關しての再質問を行いたいと思います。まず、その中の、小さな1点目ですね、安芸区民センターから海田市駅南口への一方通行等道路の検討をというのをですね、平成23年、この定例会において質問をしている、約3年前に質問しているんですが、そこらの問題と課題というところの研究はなされておるのか、まずそれをお聞きします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）議員さんからご質問いただいております箇所につきましては、町長の答弁にもございましたように、地区計画へと整備手法を変更する経緯等がございます。今現在、東街区、区画整理事業の整備完了に全力で着手をしておるところでございますので、こちらの計画については、今現在は現計画での実施ということを考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）現計画の実施ということであると、先ほど、質問しております海田市駅南口から区民センターの間ですね、この道路が結局、有効利用できない状況があるので、3年前に質問をさせていただいたんですよ。じゃあですね、そこの立体的な考え方をしてはどうかという質問をしたと思うんですが、そこらに何の問題点があつて、何が課題として残るのか、それがあるからこそ、現計画で進めたいというふうに答弁されると思うんですが、そこで私が理解できないんですよ。特に安芸区民センターからJRの海田市駅南口ですね、これをつなぐ、わざわざですね、あそこの、海田シティホテルいうんですか、あれは後へ下がってます、セットバックしていただいて、それするときには海田町の区画整理で収容してあった土地をわざわざ売って下がってもらってるんですよ。ということは、あそこまでは、花都川のところまでは広い幅で側道が来ておるんですよ。海田町へ行くと、途端に狭くなっているんですよ。それも目の前に駅が見えるんですよ。となるとやはりですね、要するに、どのようにして改善を図ったらいいかということを、検討すべきだと思うんですよ。そこが見えないので、再度質問しております。その点はいかがでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）議員さんご質問の点については、まずその地区計画が今の計画で決まったという過去の経緯がございます。課題と問題点というところがございますが、こち

らの地区については、やはり地域の住民さんの計画へのご理解というのが最大限の一番の課題であり問題点になろうかと思えます。こちらの地域の皆様に、町のそういった計画をご理解していただく上では、やはりその必要性というのを十分にご説明しご理解していただき事業に協力をいただくという、そういう意思を決定していただく必要があるかと思うんですが、今現在、海田町としましては区画整理事業の実施というのを第1にかかげ、こちらの土地活用、今後のそういった利用をまずは図っていききたいと。その上で、海田市駅周辺のですね、活性化が進めば、そういった地域の変化に地域住民の方もお気づきいただいて、その後、こういった形でのまちづくりが本当にあの地区にとってよいのかという醸成時期がやってくるのではないかと考えております。したがって、今時点で、あちらの部分について、そういった新たな計画を提案するのは、まだ早いと、あくまでも区画整理事業の実施というのを最優先に行ってまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）今の、区画整理事業は2ヘクの区画整理事業ですよ。その前に計画された5.8ヘクの区画整理事業、これにおいて、土地買収をしている訳ですよ。それをわざわざセットバックするために売却したじゃないですか、海田町は。それは、有効活用のためだと思うんですよ。となると、よく考えてみてくださいよ、バスがですね、区民センターから南口へ入って、ずっと回ってロータリーを通過して、JAの横を通過して、また、県道164号線ですか、通るルートができれば、非常にスムーズな流れになるんじゃないかと。今の現状からしてロータリーだけがあってですよ、駅南口のロータリーだけあって、左右、要するに西も東も、どっちかというふうな詰まり状態じゃないですか。特に、東の方にはほとんど行かれませんよ、つくも橋があったり、呉線の遮断があったり。山陽が逃げると、山陽が入ったらますます袋小路に入ってしまう。ほいで165号線のところはもっと、逆に、今の現実からすりゃあ。まだ、ね、スムーズに行くような現状ではない。それでも最低限は、バスが運行できるようにすることが、まちの活性化につながるんじゃないですか。利用者の利便性も上がるんじゃないですか。それは、調査研究、調査研究いうたらおかしいですが、問題解決を進めるに値するんじゃないかというふうに私は思うんですが、もう一度お伺いします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）ご趣旨はよく分かります。そういった意味で、当初、5.8ヘクター

ルを区画整理をする予定で、今言われるように安芸区の方からも行く道をつくった計画でございました。しかし、その 5.8 ヘクタールの区画整理が非常に難しい状況になったというのも、一方事実でございます。そういった形で、あの地区をどういった形でうちの玄関口として整備すれば一番いいのかということで、東街区、西街区と整備の手法を分けて考えていきました。区画整理でやるのは東街区、地区計画、現状の町の形態を残したような形で地区計画で進めていくのが、西街区ということで、住民の皆さんの地元の住民の皆さんの理解を得て、今、こうしてここまでやってきております。今言われるようにですね、あの中にバスを通すような道路を新しくつくるとかですね、そういったことということになると、やはり、なかなか地域の皆さんの理解は難しいということで、やはりあの当時、住民さんと皆さんとお話しして決めたこの案の推進というのを基本的にやはり考えていく、というのが町の姿勢でございます。

○議長（久留島）西田議員。

○9 番（西田）いくら再質問をかけてもなかなか、その問題解決を図ろうという姿勢がないみたいなので、一応、この問題点を解決するためにはどうしたらいいかを、再度検討していただく形でまずおさめておきます。2 点目、南口から出まして、瀬野川ひまわり大橋のところへ出てきますね、ひまわり大橋から旧 2 号線、今は県道 164 号線になっていますが、あそこへのアクセスを良くする、要するに交通をスムーズに進めるために歩道橋を撤去しましたよね。これはいつ頃撤去されましたかね。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）こちらの歩道橋撤去をいたしましたのは、平成 21 年度になっております。

○議長（久留島）西田議員。

○9 番（西田）平成 21 年度に撤去して、5 年前に撤去して、そのままの状態ですと放置したままになっております。で、この計画の中には、皆さんが示されている計画の中には、あそこの明神町ですか、ここはスムーズに流そうということで、張り出し歩道にして、できるだけ車道を広くするとか、それから、隅切りですよ、明神橋との隅切りとか、広島へ向かっていくところの隅切り、こういうものを現実に示されて、これも随分古い話ですよ。5 年前に。その後全然進展してないんですよ。特に、先ほども言いましたように、2 ヘクの区画整理または地区計画これらが進んでいくと、車のスムーズな運行、道路改修もしていかなんといけないというふうに執行部の方、示されているんですよ。こ

れが全然進んでないんですよ、いまだかつて。特に、もう仮換地が済んで換地に向かおうとしている、それに対して、工事車両がどんどん入ってくるでしょう。5年間なにをされていたんですか。工事車両が入ってくるのに、あの狭いところを、昔でいうバスもかなり窮屈な状態で回っている。この現状を見ながら、経験してるんですよ、それは。それにかかわって今回は工事に入ろうとされているんですよ。非常にこう、そこらのですね、この計画に対する遂行の、遅さというんですかね、それを非常に懸念するんですが、その点いかがですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）今まではですね、先ほども申し上げましたように、区画整理事業にまずは集中し、できるだけ早く完成をさせて事業効果を発現させるということがよろしいかと思って町の方は実施してまいりました。で、おっしゃられるように、アクセスという問題がございますので、それにつきましても来年度から事業の方に着手をして、今議員さんおっしゃられました県道広島海田線からひまわり大橋までの区間についてですね、拡幅できるように、事業の方に入ってまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）もう一点、3点目のところですね、西街区の一番中央に入ってきます、町道14号線ですね、一番真ん中に入ってる14号線、ここへのアクセスも基本的には、早く進めないと、例えばですよ、例えば、ロータリーの方が利便が良くなって、中の方が陳腐化してしまう現状が生まれる、ここらが私非常に、まちづくりに対してブレーキかけているような気がするんですよ。だから、この大きく、この三つの点を私は先ほどから再質問させてもらってるんですがね、これは重要なポイントとして優先順位をあげながら進めていく、また、区画整理と並行しながらやってくべきことではないんですか。それには当然、先ほどから言われてます住民の方々のご理解を得ると、これは一番大事なことですよ。それをやりながら進めるいうのをしていけないといけないんじゃないですか。それがまちづくりじゃないですか、将来に向けての。その点いかがでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）おっしゃられるように、この後そのような形でですね、住民さんのご協力をいただきながら事業の実施が必要かと考えておりますが、今時点としましてはまずは区画整理、その次に、今申し上げました県道広島海田線からひまわり大橋までの間の道路の拡幅、まずこの二つに力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）来年度に向けて進められるということですから、その点は十分皆様のご努力を評価したいというふうに思っております。で、次に、今度は、災害対策を、に対して再質問させていただきます。特にいろいろ災害対策の質問が出てきておりますので、私は排水の改修、排水ですね、雨水排水の改修事業ですね、それと優先順位という観点で再質問をかけさせていただきたいと思います。まず、1、2は飛びまして、3番目の、尾崎川排水強化というところで質問を投げたところ、自衛隊との協議の中でですね、前向きに進めて行こうとされているという答弁だったと思います。で、ですね、尾崎ポンプが、尾崎排水ポンプが、もし地震や津波で飛んだ場合ですよ、どうなるのか、または地震対策、津波対策はできてるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この度の被害想定をつくられる中で、そういった護岸それからポンプについては、南海トラフの場合には、スムーズに働かないために海田町の被害が出るというふうに聞いておりますので、申し訳ございませんが、震度いくらまでだったらポンプが持つのかというところについては、担当課長の方、情報を持ち合わせていないんだと思いますので、その点について十分の情報収集をしなければいけないと、さらには当然にその、そういったときに持つようなものをこの度はつくってもらわないといけないと、そういうふうに考えております。ただ、今、議員のご質問の具体的な答弁というのは、担当課長でもしかねておりますので、その点についてまた別の機会にさせていただきたいと思います。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）なぜ、ここで再質問をかけさせていただいたかというと、排水機能が麻痺するんですよね、壊れてしまったら。学校関係でも全部耐震してるじゃないですか。それに対して、ポンプ設置場所においても、耐震化または津波に対する防御、こういうものはやっておかないといけないというふうに私は思いまして、今、再質問の中に入れさせてもらったんですが、具体的に、副町長が言われましたように、もし情報が整い次第、また再度ですね、答弁していただければというふうに思います。で、次にですね、先ほどから質問が出ておりますが、9月の時点の集中豪雨、そのときにですね、私は7月時点の集中豪雨も9月の時点集中豪雨も全部町内を回って全部写真撮って歩きました、朝6時頃ですかね。一例を申し上げます。竹貞地区のところの東広バイパスから2号線へ

向かう道路のところに、当然雨水管が入っております。その污水管が、実際写真を撮っておりますが、西側から、要するに東京の方に向かってですね、水が逆流しておったんですよ。逆流、上流へ向かって水が流れよった。本来計画は多分、きちっと国際学院高校の竹貞ポンプの方へ流れるように計画がなされておったと思うんですが、現実には、そうになってない。逆流しております。それと、もう一つは、国信地区のところも、ここも随分浸水します。そこの浸水対策が現状どのようになっているのか。特に、この前、写真を撮ってきましたが、浚渫はなされておらず、水の流れが非常に悪い状態で淀んでおりました。瀬野川に引っ張るようになってるんだと思うんですが、そこもうまくいってないような現状が見受けられました。それともう1地区、蟹原地区。蟹原地区もですね、実際に下へ潜った訳じゃないですから分かりませんが、三迫川を横断して、多分蟹原地区の方へ水が来てるんじゃないかと思うんです、昔の用水路の関係で、農業用水の関係でですね、そこらの関係もあるのか分かりませんが、常時浸水します。今の三つは私全部写真撮っておりますが、常時三つは、浸水します。となると、この雨水の排水に関して一番ウイークポイント、要するに、最優先順位はどこに持っていくべきかというのは、間違ってるんじゃない、間違っているというたらいけんですね、優先順位が狂ってるんじゃないですか。だから、どこかに、どういうんですかね、狭まった所がある。それに基づいて何かそういう現象があらわれているんじゃないかと思うんですが、そこらの、実際に、現地調査されておるのか、それを確認されているかどうか、まずその点をお伺いします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）蟹原地区とかは何点かはこれまでも浸かっておりますので、そこは確認しておりますが、今言われた逆流、逆流するというのは、ちょっと私も把握しておりませんので、その実態をですね、至急うちの方で確認をさせていただきます。その上でですね、どういった対応策がとれるかというのは、ちょっと検討させていただきます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）逆流したところ写真撮ってますので、写真見ていただければすぐ分かりますので、前向きに検討を。で、一番大事なポイントです。雨水、ボックスカルバートをつける以前の問題だと思うんですよ、狭まっているんですから。ネットワークが完結してないんですから、まあ、完結はしているんですが、有効に動いていないという現状がございますので、そこらはまた後日にいたしましょう。次にですね、これが、今回の臨

時国会において、土砂災害における国や県の基礎調査、これは先ほどありまして、海田町は、広島県はしてない、まだできてないというふうに答弁あったと思うんですね、で、海田町においても、その土砂災害に対する基礎調査の報告も来てないというふうに思います。が、それを待たずにしてですね、各市町では、少し動きが出てきております。自分の町は自分で守ろうとする姿勢が、そこらに出てきておるんですが、そこら辺は、実際、どのようなお考え、情報をキャッチしているかどうかということと、どのように考えられているのか、お伺いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）基礎調査の実施についてなんですけども、今回の広島市の土砂災害を受けて、広島県の方としましても、この基礎調査については早急に実施したいと申しております。で、本来この基礎調査については、県が行うべき業務でございますので、町といたしましては、それに先行して実施するという考えはございません。できるだけ早く、県の方に基礎調査を実施していただくよう要望してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）町に基礎調査を求めているんじゃないですよ。基礎調査に基づいて、いろんな情報提供、住民の方々に知らせるんだと思うんですがね、そこじゃないんですよ。一番肝心なのは、住民の方々の安心な暮らしですよ。じゃ災害が起きないように、何か工夫しないといけないというのが、各市町で出てきておるんですよ。まだ定例会が済んでないですから、決議は受けてないとは思いますが、そういうのが提案として出てきております。そういうスタンスを、本町ではどのように考えられておるのか、そこをお聞きしたいんですが。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）本町におきましても、他市町でそのような災害が起こった際には、本町においても類似の災害が発生しないかという観点に立ちまして、町職員であったり、予算の関係もございしますが、業務委託であったり、その時点で対応できる範囲でですね、点検なり、確認なりは実施させていただきたいと思います。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）私が言っているのは、点検ではなくて、基礎調査に基づいて何をしないといけないか、土砂崩れを防ぎたいというのが市町の考え方なんです。だから、その調査を待っているのではなくて、町独自でどういうふうな条例をつくっていきたいといけ

ないかということを検討すべきではないんですか、ということをお伺いしているんですよ。されてないんなら、されてないし、で、もしそういうことが、もし考えられるんなら今から検討していきますと、何らかの答弁をお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この度可決された法律に基づく土砂対策につきましては、その調査自体、我がまちの現段階の技術力では無理でございますし、その結果、すべき砂防工事とかというのも、これは国・県の事業でやるような砂防ダムとかそういうようなことが想定されておりまして、これを町独自でやるというのは非常に難しいと。ですから、基礎調査、そこら辺については、県に対して早く基礎調査をして、危ない地域に対しては早く手を打ってくださいということが一つ、で、町で何ができるかという部分については、先ほど課長も申しましたように、定期的な町が行っております点検、それからそういった災害が起こったときに、同じような箇所が町内にはないかといったような点検を行ったとともに、町の守備範囲でありますところの河川とか水路とかの改修を行う、もしくはそこが砂防河川であれば、県にその、委託するという、お願いするという形になりますから、条例化とかそういった検討はしておりません。まずは今回成立しました法律において決まったことを、県が、わが町においてもやってくれるように要望すると、この一言に尽きると思っております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）他の市町も、そこらを踏まえながら、条例、提案がなされて、多分、この12月で結果が出ると思いますが、そういう事例が事前にですね、私らの町は自分で制御をしていきたいと、コントロールしていきたいという姿勢が他市町では起きている。国の実際やってるのは待っておれんというなことが実際におきているというのを一応認識していただきたいということです。では最後に、6番目のところ、これも先ほどから出ていますが、災害対策推進プラン、1分間に50ミリとか100ミリとかいう話が出てきて、改正するとかしないとかいう話も質問の中にもあったかと思いますが、今の段階で、やらないといけないことが随分残ってると思います。だから、そこらのプランの中にきちっと具体を織り込みながら今後進めていっていただきたいと思いますが、最後にその質問でくくりたいと思います。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）今後、法律、県の地域防災計画、そういったものの随分と大きな

見直しがかかってこようかと思います。当然に町の方もそれに連動した形で、地域防災計画の方を適宜見直しを図ってまいりたいと考えております。

○ 9 番（西田）以上で終わります。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は午後 1 時からです。

~~~~~○~~~~~

午前 1 1 時 4 1 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

15 番、佐中議員。

○ 1 5 番（佐中）15 番、佐中です。防災と災害対策についてお尋ねをいたします。最近の異常な自然現象で、暴風、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火などの災害でも天災といわれるものがこのようなものでございます。天災が起こるとその影響でいろいろな被害が発生することがあります。これに伴って、浸水、がけ崩れ、地滑り、土石流と連動する被害が想定をされます。いざ被災者となったとしたら、一番の問題は、災害の大きさではなくて、自分の家族に降りかかる被害の大きさとなります。生活に影響を受ける災害は、地震だけではなく毎年のように起こる天災をはじめさまざまなものがあります。今、海田町で一番懸念される災害は、海田湾の潮位と尾崎樋門の能力、そして瀬野川左岸の決壊による浸水が予測や予想されます。尾崎川の治水は、昭和 59 年 11 月 27 日、海田湾埋め立て訴訟による和解が成立し、2 級河川として昭和 59 年に每秒 6.7 立方メートルであったものを、昭和 60 年に広島市安芸区矢野町に尾崎排水機場を每秒 9 立方メートルに改善をさせてきたところでございます。洪水防御対策を行った結果、以前に比べ状況は改善をされておりますが、しかし近年の気象変動による集中豪雨や台風の襲来により、隣接する町道の冠水や一部住居の床上浸水など被害が多発しております。平成 23 年 9 月 7 日には、意見書を可決して改善を求めています。町もこれまで、2 級河川尾崎川水系河川整備計画に沿った配水機の増設やその他の改善を求める等、答弁をされておりますが、何ら進展が見られないというふうに思います。そこで具体的にお尋ねいたしますが、防災としていろいろな方法で対応する必要があります。浸水防止対策はどのようにお考えですか、お尋ねいたします。二つ目には、災害対策について、仮に浸水したと想定すると規模にもよりますけれども、1 次、2 次、3 次と浸水被害想定す

ると、海田中学校付近まで被害が予想されます。これらの対策はどのようにされますか、お尋ねします。三つ目には、防災と災害対策について、早急に大規模に再検討するよう提案をいたしますが、見解をお尋ねします。次に、庁舎建設問題で、庁舎の移転先をめぐる住民投票についてお尋ねいたします。海田町議会は平成 19 年 10 月 4 日から今日まで、通算 37 回にのぼる庁舎建設特別委員会を開催をし、慎重審議を重ね役場庁舎移転、建設等について審査研究を行ってきました。その後、庁舎建設特別委員会は名称が庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会に変わり調査範囲が広がりましたが、平成 25 年 9 月 5 日、庁舎移転建設場所について町民の意思を問う住民投票を求める決議を全会一致で決め、その翌年度、住民投票実施に向けて 809 万 5,000 円を予算化されました。これまで実施されていない理由は、議会での答弁を含め町長コラム等で承知をしております。そこで具体的にお尋ねをいたしますが、住民投票することが目的ではありません。庁舎移転先を議会や住民の大多数は前県合同庁舎と想定をされる。これは私ども議会議員の意思表示は 10 名以上であったり、私どもが行ったアンケートでも 62 パーセント県合同庁舎の方という意向があります。このような情勢のもとで住民投票しないで、前県合同庁舎跡という町長の提案はなぜできないのか、お尋ねをいたします。最後に、J R 高架事業についてお尋ねをいたします。町のこれまでの対応の状況を見ると、土砂災害ということもあって、消極的で、打開の見通しは遠くなるという印象を持っております。先の 2 回目の協議会でも、進展していると受け取れない訳です。平行線であるが、このまま協議を続けるのも一つの方法かもしれませんが、住民運動等政治的に立ち回り、世論をつくることが一番有効的と考えます。そこでお尋ねをいたしますが、住民運動と政治的に立ち回る、この二つの仕掛けを同時にする計画をし、より効果的にすべきと提案をいたしますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。続いて、もう一つは、今町が考えてる打開策の方針は何ですか、お尋ねいたします。以上で一般質問を終わります。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）佐中議員の質問に答弁をいたします。まず防災と災害対策についての質問でございますが、1 点目については、尾崎川の特徴から浸水防止対策としては、ポンプの増設が最も効果的と考えております。県は、平成 28 年度をめやすに工事着手に努めるとのことですが、今後も引き続き、早期事業完成を要望してまいりたいと考えております。2 点目につきましては、仮に広範囲な浸水地域が発生した場合には、関係機関と

連携し人命最優先に救助活動を行ってまいります。3点目につきましては、必要に応じ海田町地域防災計画を適宜見直してまいりたいと思います。続きまして、庁舎移転先を決める住民投票についてのご質問でございますが、庁舎の移転先については、現在においても、海田市駅南口が最も適していると考ええることには変わりはありません。したがって、今後の広島市東部地区連続立体交差事業の状況を見定めた上で、住民投票を実施してまいりたいと考えております。続きまして、J R 高架事業についての質問でございますが、1点目については、町主体での住民運動や政治的な立ち回りについては考えておりません。今後も現計画どおり実施されるよう引き続き県に働きかけてまいります。また、住民の方々に対しても、現計画での事業実施を求める機運を高めるよう、機会を捉えて事業の必要性を伝える取り組みを実施してまいりたいと考えております。2点目については、現在実施をしている話し合いの場において、引き続き粘り強く現計画での事業の実施を県などに要望してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）再質問いたしますけれども、まず浸水防止対策の問題ですね、今から40年前に海田湾の埋め立て反対運動が起きてですね、その後10年の間にいろんな戦いをして、結果的には、2級河川、尾崎川を位置づけて和解に持ち込んだんです。そのときの資料がさっき言いました、6.7が9になったんですね。この間、いろいろ海田町として下水道が整備され、そして畑や田んぼが宅地になったりして、いざ豪雨というかそうなると、一気に水が尾崎川の方に出ていく訳ですね。いわゆる、流水面積がどんどんどんどんなくなって、いわゆる小さな田んぼとか畑というダムが、なくなってしまった。今から30年前に6.7から9トンに、毎秒9トンに水を出すということで、いつも、今朝もずっとありましたが、水位がだんだん上昇をしておる訳ですね。この前広島市の土砂災害の問題は、気象庁が発表しとるのは、広島市土砂災害という位置づけじゃないんですね。2014年の8月の豪雨災害、これは福岡県から仙台までの間のことを示しているのが公式発表ですね。ですから、たまたま広島市にそういう、豪雨があったというんではなくて、全国的あるいは地球規模でそういうのがある訳。広島市で大きな74人もの死者が出たために、広島市土砂災害豪雨という新聞を中心とした発表がありますから、それが通常それが言われておる訳ですが、そのことを考えるとですね、今、県と協議しながら整備をする計画、28年度を目途にですね、工事をするとしておりますが、それでは、今までこの30年間毎秒9トンの水を排水しておるのに、水位がどんどん、今の尾

崎川も含めた海田湾の水位も上がってきておると思うんですが、その辺の把握はどのように見られておるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（久留島）答弁できますか。副町長。

○副町長（三宅）細かい数字的には申しませんが、確かに海田湾、広島湾の水位については、毎年上がる傾向にあります。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）広島湾もそうです。尾崎川の問題で、先ほど今朝から50ミリというね、一定の数字が出されたんですが、広島湾の土砂災害は100ミリを超しておるのが、瞬間的にはあったと思うんですが、あって、そのためにああいう災害がね、土砂災害の引き金になっておる訳ですが、海田町もそれを想定をしなければならないという考えもですね、先ほど午前中の中でも、地震が来て樋門どうのこうの、瀬野川が決壊したらどうの、私は、そこまでまあ、考える必要があるかもしれませんが、通常の生活の中で、それは、事件や事故として見るべきだと思うんです。けども、通常の生活の中で年々水位が、尾崎川のそういう上がってくる、海田湾も上がってくる、そのことによって、町民が不安になってくる、ね、この解消を28年度で、めどにやられるというんですけれども、この解消をもっと早く進めていかなければ、いわゆる豪雨があった場合は、一気に水が出て、尾崎川に溜ってくる訳ですよ。尾崎川は海田だけではないんですね。矢野の斜面も含めて、矢野の一部区域がある訳ですが、そこら辺の対応をね、海田町だけでなく、広島市部分も含めてね、早く改善をさせる必要があると思うんです。それはどうなのかお尋ねします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）今言われるように、尾崎川に流入しておるのは、海田町だけじゃなくてですね、安芸区矢野の方の雨水も入って、一緒に排出される形になっております。したがって、今あそこを管理しております県になりますが、県の方にですね、我々の方としては、1日も早くそういった解消ができるようにですね、ポンプの増設といったことをですね、これまで10年近く前からですね、いろいろ要望の方はさせていただいております。今度28年度にですね、ある程度の一定のめどが立って、そういった方向で県の方が進まれているという具合に聞いております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）非常に心配するのは、一気に水が流れて、今の南堀川を中心としたね、

そういう水位が上がって、浸水が一番先にあそこ、なるということですね。そうすると、今の尾崎川のポンプだけに頼っておるんですが、警察のところにも、ポンプがある訳ですね。これの稼働は、今どうなってるんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）堀川のポンプ所の運営でございますが、こちらの方も、やはり尾崎川の水位上昇に伴いまして一定基準がございますので、その基準を越えた時に、職員の方が稼働するようにいたしております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）水というのは90度にあたると、なかなか水量もはけないし、いろんな障害があつて、本来の正常な姿に戻るのに時間がものすごくかかる訳ですね。一番いいのは、今の自衛隊のへり、真っすぐですね、今のバイパスのところですね、あそこを通過させるのが一番直線でいいと思うんだけど、なかなか提案してもなかなかそれが実現をできない、難しいんだろうなというように思いますけれども、一番のいい方法はそうだと思うんですね。ボックスカルバートをずっと延ばして向こうまで行って樋門をつけてポンプで汲み上げる。そうすると、かなりの水量がはける。先ほどから、今の海田警察のところのポンプの問題について、あそこも改善しなければ私はならないと思うんですね。豪雨がきたりゲリラというようなね、そういう状況の中では、1か所だけでは、水流ですか、水の流れが非常に悪いんで、私は私が議員になる前からポンプが据えて、海田警察のところですね、バイパスの下にあるんですが、小型でもあるし、古いポンプなんですね。ディーゼルエンジンで回すようにしてございましたけれども、あそこも改善、改良する必要がありますが、それはどうなっておりますか、お尋ねします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）当面、町の所有しております堀川ポンプの方は改修なり、新設なり増設なりする予定はございませんが、そこら辺は県の方、あくまでも県の方に、尾崎川の排水場の方で対応していただきたいと考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今の警察のところのポンプですね、これは今の答弁を聞くと、町が管理をしておるというように思うんですが、実際は、維持管理、あるいは運転ですね、これはどこがどういう責任を持ってやるようになっておるんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）町の予算の方で保守点検等も行っておりますし、尾崎川の水位が上昇したときも、町の職員がそちらの方に出向いて、操作の方をしております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと私ね、なかなか理解に苦しむんですが、尾崎川の水位を下げるために、2級河川を、水量ですね、これを町がしなければならんのですか。どうですか、お尋ねします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）あくまでも、町の方としては、補助的なものと。町の運転に関しては、あくまでも県の補助的なものと考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）課長は現状しか言わん訳ですが、今の豪雨ですね、これが発生するおそれが十分にある訳ですが、今の28年度をめどに、県と交渉していろんな計画のもとで排水をするというその中に、今のポンプですね、これが県の方に完了させ、運転をさせるという、そういうことはならんのですか。ちょっと課長、答弁難しいと思いますが。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）あくまで、県の方は、矢野にあります現在のポンプを増強するということで、排水計画を整備されておりますので、そういう意味では我々としましても、県から示されております、今ある、県営のポンプ場の能力アップということを求めていると。あくまでも堀川については、うちの方が補助的にやるということで、その両方の増強というんじゃないしに、元のいわゆる樋門の方の、樋門等操作とも連動しておりますから、あちらの増強をまず求めてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）そうするとですね、豪雨によって浸水が起きる、私も何回か行ってみたんですけども、道路に冠水をするとかあるいは尾崎川の2級河川のところです、いわゆる大水路から流れ出た、その水位と、曙町の方の水位の、ボックスカルバートが、だいたい同じぐらいでね、高さで、ボックスカルバート一番下の方に水位がくると話を聞いたことがあるんですが、そうすると、一気に水が流れてくると、能力、溢れてですね、しかも今から下水道の雨水の関係を整備すると、まさに、ますますそれが能力いっぱいになって飽和状態になる。こうなるとですね、今の先ほどからいうポンプですね、もちろん尾崎川のポンプを増強しなければなりませんけども、警察のところのポンプもやり

替える必要があるというように思うんですが、それどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）町で管理しております堀川のポンプというのは、あくまでも補助的なものでございまして、やっぱり抜本的な解決というのは、県のポンプの増強というところにつきるというふうに考えています。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今の答弁で、納得までしなくとも理由は分かりました。防災と、もう一つは災害の問題で、合わせてですね、再度お尋ねしますが、海田町で最悪のことを考えると、浸水問題で、中学校のところまで水が行く可能性が十分考えられる訳ですね。いろいろ私も勉強させてもらったり、いろいろ研修に行きますと、やっぱり命を守ることが一番大事だという訳ですね。どこへ行ってもそうです。今までの例では、家族をほっといても自分の命を助ける、自分の命が助からなかったら家族も助けられんというんですね、いろいろ教訓を学んでくる訳ですが、それを海田町にあてはめるとどうなんだろうかというね、緊急時には、個人の家の、鉄筋であれば、2階、3階のところということもあり得ますが、けども、日常のもとで、それを、訓練なり啓蒙活動というんですかね、そういうのを徹底しておかないと、いざいう時にそれが働かない。また判断を迷うということもあり得るんですが、最悪のことを考えると、今の海田町で3分の1になるか4分の1になるか分かりませんが、中学校までもし浸水したとすれば、もっと人命救助のための方法を考えなければならないなというように思うんですが、その点はどう考えておられるか、お尋ねします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）議員ご指摘のとおり、やはり人命第一に考えていかなければならない。そういったときに、まず、災害が起きたときの救助、やはりそこら辺は常日頃から、まずは自主防災組織なり自治会の方で、まずは自助の努力をしていただく。そして、議員おっしゃられたように、それがあから共助があるといったところで、まずは、そういった訓練、それぞれやっていただくのが一番だろうと思います。で、それでも間に合わなければ、警察、消防、あるいは自衛隊といったところで人命の救助ということで海田町も連携していきたいと考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）防災と災害対策について、午前中も含めてですね、まあまあ一定の理解

というか、答弁の中身はまあ分かりました。これ以上ということになると、相当な時間とお金が必要だということで、最大限努力をし、計画どおり進めていってほしいと思います。次にですね、庁舎の移転問題、これによる住民投票の件ですが、私の発言も、住民投票せよという立場で全会一致で決めたんですが、今はこの質問は、住民投票をするなと、町長が八百いくらかも使ってですね、無駄な金というんかね、不必要な金を支出することについて、私、ちょっと疑問に思う。ただし町長がこのことを言い張っておられるから、住民投票で決めようという結果になった訳ですが、本当は住民投票しないで、議会の同意を得て庁舎の建設場所、これを決めるのが一番理想的だと思うんですね。今までの答弁を含めて、町長のいい分は分かります。今の答弁の中でも、駅前が一番いいというような、最適だというような考え、それは分かりますが、いつまでもこのことを主張されると問題が全く解決しないことにつながるんですよ。その解決をするためにどうするのかというのがね、町長、答弁願います。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この問題につきましては、何度も答弁を繰り返しておるとおりですね、東部連続立体交差事業の進捗状態によって、早急に判断をしていきたい、このように思っています。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私が聞きたいのは、ここで言うとするのは、住民投票をしないで、今の庁舎建設場所を決めてはどうかという一般質問、提案なんですけれども、JRの高架事業は、計画どおり進める中でも、町長はずっとそのことを言われて、ずっと今日まで引っ張ってきた。そういう経過があるので、厳しい社会状況のもとで810万円近いもの使って住民投票をしないで、庁舎の建設場所を決めるのはどうかというんですが、町長は頑として、以前の主張どおりずっとやられておる。そうすると、どうやって解決するんですかということを尋ねておるんですが、どうですか、お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この問題につきましては、とにかく私も町長に立候補させてもらって、それを公約のスローガンとして、一貫をして、とおしておりますとともに、連続立体交差のためにこの庁舎の移転が必要になってくるということを県の方にいろんな今までの町政のいろんな経緯を踏まえまして、この問題については連続立体交差が順調に進めばですね、すぐにでもその方向に進んでいきたい、こういうように考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今、町長、順調に進めばすぐその方向に進める。これは住民投票のことなのか、それとも住民投票しないで庁舎の建設を町長の英断で決めるのか、どちらなのか、お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）私は、一貫として私の考え方を通していきたいと、こう考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）平行線になりますので、平行線なので終わります。次にですね、J R 高架事業の問題でお尋ねしますが、これまで2回のそういう協議を重ねておられます。この2回の中で、前進したというのは、何があるのかお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今、県の方も完全に異論がなくなりましたのは、従前あまり強調されておられませんでした踏切除却の必要性というところについて、従来は、どちらかというところの円滑化とかそういうところがメインに出ておりましたが、それと並んで踏切の除却というものが必要だということの共通認識に立ったというところが、この2回では一つの成果だと思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）ええとねえ、このままずっと続けても、私は、展望が見えないんですよ。もっともっとね、J R 高架事業、進めていく。まあ海田町の力がない、我々の方も力がないと言い切っていいでしょう。けども、最大限ね、やっぱ努力する必要があるんですね。全県内から見れば、広島駅から海田までわずかな区間かも知れませんが、これに順ずる、関係する住民から見ても、少ないかも知れませんが、しかし、一旦決めた県がですね、途中ひっくり返して、府中町も広島市も海田町にも、行政の方にも大迷惑をかけるとし、住民に対しても、あるいはJ R 高架事業、利用する人、あるいは生活をする人、道路を利用する、車のそういうふうね、利用する人も、非常に期待をしていたのが裏切られてしまって、非常に落胆をしていることになるんですね。見直し案の中で、非常に止まって、その先が全く見えないし運動もしない。ましてや、県議会の方も、一定の議員は非常に力を入れてもらってるんですが、全体として、なんか冷たいというね、こういう状況なんですけど、もっとね、政治的にも私は力を入れる必要があるんですね、町長に言わせると、今まで、会う度にとか、いろんな国・県のそういうところに要望を

ずっとしてきておるという、こういう答弁をずっと聞く訳ですが、これではあまりね、効果が全くないとは言いませんけれども、期待するほどの効果が出ていないというのが今の現状なんですね。どう打開してどう進めていくのか、あるいは展望を持たしてですね、この事業を進めていく。海田町にとって最大のそういう総合計画の柱ですから、私は本当に、町長、命を懸けてでもですね、やるというそういう意気込みがあってもいいと思うんですが、その辺はどうなのか、しかもですね、政治的に立ち回るのも限界があると思うんですね、一番いいのは住民を巻き込んでの、巻き込むというのはちょっとおかしい、言い方はちょっと悪いかも分かりませんが、住民と一緒に認識を深めながら運動を進めていく。県のやっていることは非常識ですから、私はそのためにも副知事が来たときに抗議した訳ですけども、そういう面を含めてですね、やっぱり、本当の真髓いうんか思いをね、やっぱり行政の方に投げかけ意思を伝えていく、これは、運動を大きくしていくね、一つの鉄則だと思うんですが、その辺はどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）署名活動や副知事の視察の時に、皆さん方のご意見、そういうところで先ほど言いましたように、去年の夏の状況、県からの意見の提示とかという時と、だいぶ状況が変わってきていると思います。そういう中で、前回の協議会で一定の縮減策、現計画を基本とした縮減策について出しましたが、もっとないのかというふうに、前回は言ったのに対して、県側からは、さらに検討してまた説明したいというふうな回答をもらっておりますから、私としては、町長にはもう一回、次の時にどういうふうに県が提案してくるか、どういう縮減策を検討したというのを言ってくるかというところで、もう一度待ちましょうというふうに、町長にはこの前報告をいたしましたので、次回、これがいつになるかというのは、まだ県から示されておりませんが、次回、また県からの申し入れというものに、大いに期待しているところでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）2回の協議会をやられてですね、今、副町長が言われた縮減策、縮減策にもいろいろある訳ですが、見直しによる縮減策なのか、J R高架事業を計画どおり進める中での側道の件とか、あるいは駅舎の改良の件とか、いろいろある訳ですが、この縮減策を進めていく中での、具体的な方法、基本ですよ、これどうなのか、今言いました、2通りも3通りもあろうと思うんですよ。側道をやめるのであるのか、高架事業

を削るのか、あるいは、従来の線路で、アンダーパスであるとか、跨線橋であるとかね、そういう縮減策なのか、我々には目に見えんですが、そこら辺は具体的にどうなのか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）協議にあたるにあたりまして、第1回目に話をしてあるんですけども、あくまでも町として私その会議に挑む基本的立場は、現計画を基本とした縮減策、言い代えまして、連続立体交差と、その他の手法ではなく連続立体交差というものを基本とした縮減策なら協議に応じられるけども、前回ちょっと出ましたけども、私どもとしては否定しております連続立体交差を否定するような検討であれば、検討自体に応じることは、事務的な検討に応じることが難しいという話をして、それを前提に協議しております。ですから、ここらで話が出るのですが、例えば、現計画から1ミリも動かしてはいけないとかという話になりませんので、そののこのところについては、お互いに今から示されたのはどういうものかということをしなないといけません、海田町側の担当として出ている私がまず申し上げたのは、現計画である連続立体交差というものを基本とした上で、やむを得なければ縮減策を考えてくれという話をしております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今2回の協議会をやっておいでですが、これを重ねていくうちですね、これから先、どうなるのか、どういう結論になるというように見通しをされておるのかお尋ねをします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）最初の方の答弁で申しましたが、やはり一番欠けていたのが、踏切の安全性というか踏切除却の必要性というのが今までの視点に欠けている中で、県議会の各議員にも見に来ていただきました時にそれを訴えましたし、副知事が視察のときにもそれをまず訴えました。それで、冒頭のこの事業の目的という中に、県も明記をそこをしてきておりますから、そこが一つ変わってきておると思います。そういう判断のもとで、どのような、見直し案が出てくるかというところにかかってくると思います。当然に、それでも残念ながら県が財政状況とかそのほかで、我々の望まない案を出してこないとも限りませんが、私としては、過去2回の協議は、その前の昨年夏にも出ていました、どちらかというと、東西交通ができればいいじゃないかとかそういうあれではなしに、事業の目的は何かというときに、一番冒頭に踏切の除却という話が出てくる具合になっ

ておりますから、期待することとして、現計画に近い、そういった見直しが行われることを期待しておりますが、そこはあくまで期待でございます。それを提示を待って、また、皆様方と検討したいと思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）協議会をやってですね、不利になるような協議会を私はやめるべきだと思うんです。このことによってですね、一番恐れているのは、それが積み重なると、実績として取られてですね、県は県の思いどおりに進めていく、このことが、都市計画の元で強行に押しつけられると、県の見直し案が進んでいくというふうに思うんですが、そこら辺の心配を、非常に私するんですが、それはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃられるとおりの不安は、第一回目で伝えました。その中で、海田町の了解を得た上で見直しを進めたいという発言がございましたし、この発言自体は、そのあと終わった後の記者会見において担当部長の方も明言しておりますので、議員の懸念という部分については、私としては、県側の約束がそのとおりになれば、そういう懸念はないというふうに確認をしております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）県は県のいい分があってですね、記者会見であろうと、協議会の中であろうと、最後には知事が判断する訳ですが、見直し案を出して、これだけ問題が明るみに出て、広島県内はもちろんのこと県外でもこの問題について非常に注目をされておる、しかも、県内じゃなくて国政の方にもですね、こういう問題で、非常に、広島県のやることが町民を裏切る、あるいは該当する計画に基づいて進めているところを、非常にこの裏切っているいうんか、期待外れのやり方をしておる訳ですけども、協議会を重ねるうちに、先ほどから心配してるように、法的に、それを根拠にして次に移るといふことがあるんですが、副町長の答弁では、それは約束を破ったらどうしようもないというふうな言い方されたんですが、そこら辺をもう一遍念押しでお尋ねしますけれども、約束事は、十分守られる、なのか、それとも、そこら辺がね、非常に全く町も話し合いをしないという訳にはいかんでしょうし、すればするほど、向こうに引っ張られてですね、法的にいろいろ、向こうが、進めていく一つの実績になる、こういうことになると、非常に向こうにとって都合がいいように思うんですが、その心配を非常に私するんですが、どうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しになりますが、第一回の協議の冒頭で、その点は確認をいたしまして、これが法的な協議ではない、それからこの協議を重ねたということで、それで前へ進む、そういうことはない。あくまでも両者がある程度合意した上で進めるということを確認した上で、その後の協議に臨んでおりますので、その点については十分に確認したつもりでございます。

○15番（佐中）終わります。

○議長（久留島）7番、桑原議員。

○7番（桑原）7番、桑原です。大きく2問について質問させていただきたいと思います。

1番は、保育所の民営化についてでございます。先日、老朽化し耐震基準も満たされていない保育所の再調整の方針が示されました。畝保育所の改築の問題から含めればようやくといった感もありますが、今度こそは、保育所が新しくなると楽しみにしながら小学生になっていった子どもたちには、大変申し訳ない思いがしますが、大きな第一歩であると思います。しかし、この度の再調整は、町内の4保育所のうち、3園を統合して民営化をするという大きな変化を伴った一歩であり、これにより、大きな不安を感じている関係者も少なくないと思います。そこで、この度、保育所の民営化について質問させていただきたいと思います。1番目に、公立保育所と私立保育所のメリット・デメリットはどのように考えておられるのか。2番目に、保育所を民営化することで、サービスの低下を招かないか。三つ目に、保育所を直営で運営するのと民営化するので、町の負担にどの程度の差が生じるのか。4番目に、運營業者の募集にあたり、町としてどういった支援を考えているのか、また、受託した事業者に対して毎年どういった支援を考えているのか。5番目、保育所の民営化で解雇される職員や保育士から、事務職に変わらなければならないような職員は出てくるのか。6番目、町立として残るつくも保育所は唯一の町立となりますが、新たな保育所と比べ、サービスが低下をしないような施設の改修を行ってはどうか。大きな2番目、学力、体力の向上の仕組みについて。先日海田小学校において開催された海田町学力向上総合対策事業指定校の合同公開研究会に参加させて頂きました。確かな学力の定着をめざして、かかわり合う授業づくりを通して、を研究主題として、学習環境の工夫や指導方法の工夫・改善が随所に見られ、子どもたちが生き生きと活動をし、子どもたちの発達を大切にして自分で考え自信をつけさせようとする教師の姿勢が伝わってきた、すばらしい授業だったと思います。8月

末に公開された全国学力学習状況調査において、小学校国語の活用を問うB問題については、海田町は県内トップの報道がありました。このような授業が展開されているのであれば、トップになっても納得できるものでありました。また、先日、県教育委員会から公開した体力調査において、海田町の中学校男子は県内1位となっておりました。このように、海田町が学力・体力の面において、広島県の成績上位に至ったことは、海田町にとって大変喜ばしいことであり、教育委員会の取り組みに敬意を表するとともに、今後とも取り組みを継続し、より進化した内容となるよう期待するものであります。このような観点から、4点質問させていただきます。県の学力調査においては、海田町の小・中学校は県内どの位置にいるのか。2番目、どのような取り組みによって、結果が出たと考えているのか。3番目、今後の課題をどう踏まえ、どう進化しようとしているのか。今年度から実施している、グローバル人材育成事業の進捗状況も、重ねてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）桑原議員の質問の1番目については私から、2番目については教育委員会から答弁しますのでよろしくお願いいたします。まず保育所の民営化についての質問でございますが、1点目については、保育所を民営化した場合、国や県から補助金等が交付されることや、民間独自のサービスの提供や充実が期待できることなどがメリットとして考えられます。また保育所における保育内容や職員配置、施設に関することは、国の定めた基準や保育指針に基づき保育を実施することとされております。公立保育所も私立保育所も変わらないことから、デメリットはないと考えております。2点目については、保育所運営は国の基準や保育指針により行われることに加え、民間独自のサービスが期待できることから、民営化によるサービス低下は招かないと考えております。3点目につきましては、新保育所を民営化する場合は、運営費用等に対する国及び県の補助金等が交付されるため、試算はできませんが、町の負担は少なくなると考えております。4点目につきましては、整備用地を町で用意した上で、施設整備に対する補助金も運営事業者の公募が確保できるよう、町単独の上乗せも検討していきたいと考えております。また、開園後の事業者への支援については、既存の私立保育所と同じ内容の支援をしていきたいと考えております。5点目につきましては、全ての正職員と一部の臨時保育士は、定員を増やすつくも保育所及び3か所の地域子育て支援センターに保育士として配置することとしております。なお、一部の臨時保育士については、新保育所の運営事業

者への雇用の紹介を行う予定としております。6点目につきましては、つくも保育所については、平成28年度に施設改善を実施していきたいと考えております。それでは、2番目の質問については教育委員会から答弁しますので、よろしくお願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）学力・体力の向上についての質問でございますが、1点目については小学校において、国語1位、理科が3位、算数が5位でございました。中学校におきましては、数学と英語が1位、国語が2位、理科が3位でした。2点目については、町教育委員会事務局、各小・中学校の校長等が、年3回、教職員一人一人の授業観察を行い、指導助言をとおして授業改善を図る、海田式アクションリサーチ、それから、各校2名を学力向上推進委員として委嘱し、町独自の学力調査問題を作成し、成果と課題を分析する学力向上推進委員会、そして中学校の教職員が小学校で出前授業をする、中学校授業スキルアップ事業などの取り組みによる成果が出ているものと考えております。3点目については、海田式アクションリサーチ等の取り組みは、教職員の意識改革には一定の成果を上げていると考えておりますけれども、授業力向上の具体的手法においては、教職員によって差があり、教職員個々の力量を高める取り組みを今後推進していく予定でございます。4点目については、町費により、日本人英語指導員2名を配置し、アルファベットの指導や単語、文、英和辞典等に触れる体験をとおして、小学校の外国語活動、中学校の英語の表現・理解の能力につなげる活動を推進しており、4月当初に比べ、教職員の指導力や児童生徒の表現力・理解力が著しく向上している姿が見られるようになっております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）それでは再質問をさせていただきます。保育所の民営化について方向性は決まったものの、まだまだ移管先もはっきり決まってない現時点であります。民営化に伴う運営に関する方向性、考え方を何点かお尋ねをしたいと思っております。まず民営化をすることによってですね、保育料であるとか入所手続、それに入所基準というものは、町営である時と民営化になる時とどう変わっていくのか、お尋ねします。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）町立の場合も私立の場合も、保育所の手続等基準については同様の手続となります。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）そうであってほしいと思いますし、今後入園の決定というのはどこが行うのか、それと入園料ここらあたりはどっちへ向いて支払はしなきゃいけないのか、お尋ねします。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）入園等の管理については、福祉保健部のこども課が統一してまいります。また、保育料についても役場の方で徴収することとなりまして、基準についても同様となります。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）保護者の方によく言われるのは、民営化になるということになると、寄付金であるとか、そういった費用の負担というものが増えるのではないかというふうな素朴な意見が、保護者の方から出ております。すぐそういったことについては、町の手前、する訳ではないと思いますが、後々民営化になって長い年月が経てば寄付金の強要であつたりとかいうものはあっちゃあいけないと思いますけど、ここらはどうですか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）今後、そのようなことがないよう、役場の方で徹底していくつもりでございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）そういったことは何点か疑問に思う事があるんですけども、ここらあたりは、公募条件の提示をしていくという、その、契約する時にですね、公募条件の中に入れ込んでいくということは、していかれるおつもりはありますか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）その点も含めまして今後検討してまいります。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）先ほど第1答弁の中で、全ての正職員と一部の臨時職員、ある一部は今度移管先に就職ができるかどうかというあっせんをしていくという話をされましたけども、こういうことは、やはり民営化になるとですね、非常に不安がられる父兄の方がいらっしゃるんですね。例えば、子育ての悩みであるとか、そういった悩み、今までは、そういった正職員の方、ある程度キャリアのある方に相談をして対処していただいた、相談にのっていただいたということはあったと思うんですね。3園が統合することによって、なかなかそこが届かないいうケースもあり得る訳ですね。そこらあたりはどう考

えてらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（久留島） こども課長。

○こども課長（森川） 今後の臨時職員さんの雇用にあたっては、個々に相談に応じながら、新しい事業者にあっせんするなど、雇用の場を継続できるよう相談にのっていきたいと考えております。

○議長（久留島） 桑原議員。

○7番（桑原） 全てがまだこれからだというような言い方なんですけども、全てはこれからなんですか。大体ある程度のアウトラインというかガイドラインは決まってる訳じゃないんですか。民営化にするにあたって、町と民間事業者というんですか、そういったところが、移行することによって、どうなるこうなるということは、28年の春にはもうやりたいという思いがあるんじゃないですか。これから先こうしますああしますという話ばかりでお答えになっていらっしゃいますけど、ある程度の何っていうんですか、ことはできているんじゃないんですか。まだできてないんですか。

○議長（久留島） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井） 民営化についての公募条件等々につきましては、まだ細かい部分については、詰めは行っておりませんので、今後そこらの細かい点についても、検討を加えながら公募条件を定めていきたいと考えております。

○議長（久留島） 桑原議員。

○7番（桑原） 分かりました。これから民営化になる訳なんですけども、これもまだ決まっていないと言われりゃそこまでなんでしょうけども、児童福祉施設最低基準というのがありますね、保育士の数というのはある程度決まっている訳なんですけども、そこらあたりは、今までどおり町営の時と移管をされた民営化にされた時とは、異なりますか。

○議長（久留島） こども課長。

○こども課長（森川） 保育士の数等の基準については同様となっております。

○議長（久留島） 桑原議員。

○7番（桑原） 参考のためにどういう数なのか教えていただければ。

○議長（久留島） こども課長。

○こども課長（森川） 現在想定しております新保育所でございますが、所長が1名、副所長が1名、その他各クラスの保育基準に基づきまして、合計27名の保育士が必要かと考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）国の基準といいますと、1歳児、これは6に対して1名の保育士、3歳児に対する保育士、これは20に対して1名、基準になっていますね。これ間違いありませんか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）間違いございません。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）民営化になって、障がい者の受け入れというのが一つ大きな問題になってくるだろうと思いますね。ここらの受け入れ体制というのは、まだできてないということよろしいですか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）障がい児の受け入れについては障がいの状況によって、私立保育所でも受け入れをお願いしているところです。ただ障がいの状況によって、例えば、施設を整備しなければならない等のご相談があった場合は、また柔軟に対応していきたいと考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）確かに、障がい者に対しての保育士が何名かになる。重度、中度、軽度とある。中度、軽度は受け入れが可能ですよということになるのか、重度は受け入れませんよ、特別施設が必要ですよということなのか、そこらあたり、詳しくちょっと教えていただけますか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）そこらあたりの状況につきましては、各園の受け入れ状況等を、相談を受けながらですね、お願いをしている状況でございまして、詳しい基準等については定めている状況ではございません。

○議長（久留島）桑原委員。

○7番（桑原）今日の一般質問を踏まえて、また、新たにやりたいと思います。いつ頃の予定で概略が決まってくるのですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）今後のスケジュールでございますが、前回の保育所整備特別委員会で、スケジュールについてご説明をさせていただいたと思いますが、平成29年4月

に新しい保育所が開設できるようそれまでに、その方向に向けて準備を着々と進めていきたいと考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）分かりました。今の障がい者に対してはね、町は必ず大きく絡んでいかなきゃいけない、しっかりと障がい者に対して支援をしていただきたいというふうに思いますので、この件はまた改めてやりたいと思います。よろしくお願いします。それでは、2番目の質問の中で、学力・体力というところを、教育委員会に再三に渡って、私、質問させていただいているんですけども、平成24年度の学力・体力いうところを見ますと、対比をさせていただきますと、24年度が、例えば小学生であったら、11位から2位になっている。国語のほうですがね。算数が19位から5位になっている。理科が3位。中学校においては24年度15位から2位、国語がこれ1位ですね、すみません1位になっている。数学・英語については、15位、19位の位置におったのが1位だと、県内1位ですよ。23市町で1位になっておる。理科については3位。23市町で小学校・中学校上位に食い込んできている訳ですね。これとても考えられん。まあ、教育長は海田町に来られて、夢を語るんだというようなね、お話をされておりました。夢を持ち夢を語ることでできる児童・生徒の育成ということを終始一貫話してこられましたけども、そこらがやっぱりベースになって今の学校教育を進めていらっしゃると思っておりますけども、いかがですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）ご指摘のとおり、私、ここに来させてもらって、海田で育ててもらった私としては、海田の子どもたちに夢を持たせる、夢を語らせると、なぜ夢を持つかということについては、前も答弁いたしましたけれども、自分に自信があったら夢っていうのはできますから、その自信を付けさせるためにはどうすればいいかと。学力の向上や体力の向上であると、そう思って、今までもやってまいりましたし、今から先もやってまいりつもりでございます。

○議長（久留島）桑原委員。

○7番（桑原）先ほどの私の答弁の中の内容を聞きますと、児童・生徒の学力、体力の向上はですね、教職員が鍵を握っているんだと、教職員の個々のスキルを高めて力量を高めることが最優先課題だと、それができれば、児童・生徒の学力・体力の向上は必ずついてくるといふふうに聞こえて、強く感じがしてます。ここについてはどう思われます

か。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）海田の教職員というのは、かなり大きな力を持っている職員がたくさんいます。ただ残念なことに、その力を出し切れてない、自分が研修しきれてない、意欲もすごく高いものを持っているのに、それを出し切れてないという状況はまだまだありますから、ここを、子どもたちを指導する教職員の力量をしっかりと高めていくことが、私はこれからの大きな、教育委員会として課題だと、そう捉えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）様々なアイテムを駆使されてゆめ未来ビジョンという教育施策をつくっておられますね。これを見てもみますとね、教職員の人材育成というのが主な取り組みになっているんですね。そこらで影響、今回学力が上がったのも、中学校授業スキルアップ事業が大きな、役立っているのではないかという答弁されましたけど、具体的にこのスキルアップ事業、ご説明いただけますか。

○議長（久留島）学校教育指導監。

○学校教育課教育指導監（大里）中学校授業スキルアップ事業というのは、そこにあります柱ですね、学力向上総合対策事業というのは小中連携でやりますので、小学校・中学校が連携する主な教科が、国語と算数・数学、それと外国語活動、英語になりますので、その他の教科の教員の授業研究科が進んでいかないという実態がございました。ですので、その3教科以外の理科・社会の、小・中連携での授業研究、そして技術・技能教科ですね、体育、技術家庭等の教科については、大変、教員が二つの中学校しかございませんので、人数少ないですので、小学校の方に行って小学校で出前授業をすることによって小・中連携を図っていくと、それで事業意欲をアップしていくということを図っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）教育指導監ですね、教育委員会と教育現場、ここをつないでいってる仕事をしてらっしゃるんだろうと思いますけども、教育委員会の方針のもとで校長先生、各教職員の方、非常に頑張っておられるというように思っております。先日、私も、先ほど申しあげました研究会に参加させていただきましたけども、百何十名の教職員の方が参加されて、非常に暑い中で、研究会が行われたと思っております。そこで、かなりディスカッションもあったんでしょうし、途中で私帰りしましたが、そういったところ

が今の海田 6 校（小学校 4 校、中学校 2 校）、ここらが学力をアップしているというように感じておりますけども、それは実感としてありますか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）学力も体力も同じだと思いますけども、子ども達の力を伸ばそうと思えば、教職員が、必ず子どもたちに力をつけるんだっていう意識をしっかりと持たないと、子ども達に力は付きません。そのために、じゃあどう授業でやっていかなくちやいけないのか、どう子どもたちに言葉かけをしていかなくちやいけないのか、それを学ぶ場を私はたくさんつくりたいと思っておりますし、先ほどの答弁でも言いましたけれども、海田小学校のグローバルの授業であり、海田中学校の学力向上の授業であり、私は、子どもたちの意識改革というのが随分できて、非常に前向きに発言もするし取り組みもする。そういう姿を見ていて、私は、今までの事は間違っていないと思いますし、今から先も更に伸びていく、そういう要素も持っている、そう実感しているところでございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○7 番（桑原）平成 24 年度から、こんなに学力が上がっているということは、教育長の本当に力なのかなって、私は思うんですね。この、たった 2 年まだかかってない中で、下から数えた方が早いぐらいの順位にいた学校が、本当に 1 位、2 位っていう、本当に県内でトップを占めているというのは、どう、ウソじゃなくていうか、考えられないんですよ、ほんとね。本当に急激にここまで上がれるものなのかということを、不思議に思っている訳なんです。体力についても中学生、中学校の体力調査がありますね。26 年度は、男子はやっぱり 1 位なんです。女子が 2 位なんです。これは、10 位やそこらにいた 24 年度のときに 10 位とか 7 位とかおった学校の体力の向上は、こんなに急激にあがるものかというように思う訳ですよ。小学校の 5 年生たちにとっては 21 位、22 位だった体力が、今 6 位とか 5 位とかいう位置にいる訳ですね。これやっぱりやる気にさすということが一番大事なことになるのか、それとも、私は教育現場のプロではありませんから分かりませんが、どういうところがポイントなのか、ぜひあったら、アピールしてみてください。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）体力についての事で、昨年度の 6 月議会だったと思いますけれども、そのとき私が答弁したのは、体力の現状、県内下位にいるけれども、これは決して現在の

子どもたちの体力のそのままの数値を出しているものではないと思っていると、海田の子どもたちだけがそんなに低い訳はないんだと。じゃあ何が原因かといったら、やはり体力測定の方法であるとか、実際に自分の力を発揮できる環境を、学校なり教職員が与えてない、ここに、私は原因があるということを言ったと思いますけれども、学力についても同じでございまして、今これだけ伸びたということはありますけれども、これは、当然教育委員会の力じゃなくて、学校長なり教職員の大きな力だと思っています。それに、子どもたちが、自分たちが力をつけることの楽しさっていう、自分たちでやったらできるんだっていうことを分かってきだした、だからここまでの結果が出せたのではないかなと思っています。ただ、これが本物の力かどうかっていうことは当然ありますし、また、県内で順位をつけるのはどうかと思いますけれども、上位にきたから、海田は全部子どもたちの学力が高いんだという、これも全く思ってはおりません。こう思ったら私は大きな落とし穴があると思っていますから、そうではなくてですね、確かに全国とか学力の調査結果によると、町としては上位を占めてるけども、もうひとつ私たちが取り組まなきゃいけないのは個々への対応だと思っています。児童・生徒一人ひとりが実際に学力なり体力なりを向上させていくという、それ、全体から今度、個への指導ということに、今からは力を入れていきたいなと。教職員も同じです。全体の意識というのが高まってきましたから、教職員個々の力を今から伸ばしていきたいと、そう考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）最後に、グローバル人材育成というものは経済のグローバル化の進展により、日本のグローバル人材の育成が急がれているということがあります。今年度から日本人の英語教育指導員を2名配置しておりますけれども、26年6月に実施された中学校英語調査では、数学と並ぶ英語が、県内1位となって、これにこの成績を、やっぱり2名の英語教員を付けたことによって、成果が出されたと感じておりますか。

○議長（久留島）学校教育指導監。

○学校教育課教育指導監（大里）この2名の日本人の英語指導員については、小学校の3年生から6年生に主に付いております。中学校の方には、ALTが付いておりますので、この成果が出るのはまた来年以降になるかと思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）前回質問させていただいた時に、日本の英語力はアジア30か国で27位の

位置にいるということを私申し上げたと思うんですけども、これやはり、アメリカの TOEFL という教育機関の学力テスト実施の数字だと思うんですけども、これは、アメリカとかカナダへ留学をしたいという外国人を対象にした学力テストのトータルの数字で、私は日本人がそこまで学力は能力は低くないというふうに思っておりますけども、これはやはり今までの学校の教育の仕方というのが文法中心になっているというふうに私感じてるんですね、いまさっきから、英語教育に取り組んでいらっしゃる、グローバル、この方針というのは、話す、聞くということが中心になってできているというように思うんです。書く、読むというのは大事ですけども、話す、聞くということが大事だというふうに私考えています。そこらを中心に教育していかれるのか、今までの文法中心、文法型というんですかね、書く、読むということが必要なのかということは、どう感じていらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（大里）議員おっしゃるとおり、読む、書くだけでなく話す、聞くのこの4技能を入れて総合的に育成することが大切ということは、学習指導要領にも書いてありますし、今一番進めていかなければならないというふうに、県の方からも指導を受けているところでございます。ですので、この4技能を統合的に指導する授業スタイルというのを、2中学校で研究をしているところでございます。

○7番（桑原）是非これからがんばっていただきたいと思います。終わります。

○議長（久留島）3番、兼山議員。

○3番（兼山）3番議員、兼山です。本日は、大きく二点質問いたします。図書環境の充実について。図書の環境について問います。1、本町職員や町の各施設、教職員室、視聴覚室にはインターネットができるパソコンが用意されていますが、学校図書室についてはどうでしょうか。2、小・中学校の各図書室にパソコン・プリンターをそれぞれ1台設置し、インターネット環境を整えてはどうでしょうか。児童・生徒から問い合わせの新刊や、町立図書館やひまわりプラザの蔵書を検索・確認できる環境を、教職員室ではなく、直接その場の図書室でできるよう早期に設置すべきではないでしょうか。3、司書にしかできない活動、子どもたちに薦めたい本、読ませたい本を直接案内する、そういった時間を増やすよう環境を整えるべき。作業、作業、時間外、アナログと、司書でなくてもできる作業、司書が多く時間を費やさざるを得ない環境にあるようです。司書が選び、町立図書館にある児童生徒に読ませたい本、返却本は、現行の町運搬メー

ル便で運んでもらい、図書館から各学校へ回るようルート調整をすべきではないでしょうか。4、i P h o n e やタブレットなどのデータ端末、電子図書で本が読まれていく中で、紙媒体での図書の充実は、今後どのように図っていくのか。教育長の見解をお聞きいたします。続きまして、ドッグランについて。総務省の発表によると、平成 21 年 4 月時の 15 歳未満の子どもの数より、ペットの数の方が多くなっています。ペットでは犬が最も多く、全 5,232 万世帯のうち、飼育世帯率 18.3 パーセントで、飼育世帯数は 957 万世帯、飼育頭数は 1,232 万頭となっております。現在約 1 万 2,000 世帯の海田町での飼育頭数は平成 26 年 8 月、1,060 頭となっております。犬の飼育場所については、約 70 パーセントが室内で飼っているようですが、それでも朝夕の散歩は欠かせないようです。町内の公園は、「ペット入園禁止」となっている立看板と「公園内のペットの糞は飼主が責任を持って持ち帰りましょう」という貼り看板が混在しております。いずれにしても、海田町内では犬を放し飼いにして和ませる場所はありません。マナーを重んじるペットユーザー約 1,000 世帯の憩いの場として、キャンプ場の敷地の一部を安価なフェンスやネット囲い、犬が放し飼いにできる場所を用意してはどうでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）兼山議員の 1 番目については教育委員会から、2 番目については私から答弁をいたします。まず、ドッグランの設置についての質問でございますが、海田総合公園キャンプ場においては、現状ではドッグランのスペースまでは確保できないと考えております。しかしながら今後、海田総合公園第 2 期分の整備を進めていく中で、他の自治体の事例等を参考に、設置の可否を研究してまいりたいと考えております。それでは、1 番目の質問に対して教育委員会から答弁しますので、よろしくお願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）図書環境の充実についての質問でございますが、1 点目については、現在、学校図書室にインターネットができるパソコンは配置しておりません。2 点目については、職員室のパソコンや電話等で、蔵書の検索や確認をしております。特に支障が出ているとの報告はございませんが、今後とも図書室のさらなる充実に向けた取り組みを推進してまいります。3 点目については、町立図書館の本の貸し出しにおいては冊数が少ない場合には町のメール便を利用し、冊数が多い場合には、町立図書館職員が直接学校へ運んだり回収に行ったりして対応しているところでございます。4 点目につきましては、紙媒体での読書活動の充実は非常に重要だと考えておりまして、今後も児童生

徒の図書委員会活動や秋の読書祭り、子ども司書の養成等を通して、推進してまいります。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）では、まず最初に、ドッグランについての再質問をさせていただきます。

犬を飼ってる方がいます。そして、ママ友さんではないんですが、犬友さんの集まりがたくさんありまして、多勢な人数、多い人数で集まって、ワンちゃんをいつもかわいがっています。その中で、海田町の公園については、園内は入っていけないという決まりがあります。ただお隣というんですか、府中町の公園については、「マナーを守れない飼主については入園をお断りするということを告げることがあります」という言い方になっております。なので、全国が絶対に公園の中にペットを入れてはいけないという法律はありません。ただ各町、市、村で、そういったところで決まり事は決まっております。その中で、やはり今の総務省のデータの中で見ましても、大体、海田町の世帯数でいいましたら、2,000頭ぐらい飼ってもいいような、そういう人数なんです。ただその中で実際に犬の接種件数見ましたら、1,000頭ぐらいになってます。ということは犬を飼いたい人にとっても飼い辛い町になってるんじゃないかということも一つの見方です。その中で、今のここの答弁の中に書いてまして、第2期分の整備を進めていく中で、自治体の事例を参考にとということなんですが、あくまでこれ、犬を飼っていらっしゃる方がおいでで、その中で、会みたいなものですね、つくっております。実際に。そういう方の声もしくは今の盲導犬協会の方とか犬の協会の方もこういうドッグランという、町内の方にですね、そういうスペースがあれば、これはいいねと。いろんなことで協力するという声も聞いております。そういった声を元に、今の、公園については、子育て支援の中で、犬を嫌う子どももいると思いますし、やっぱりいろんな問題があると思いますので、そこについては触れませんが、この都市計画公園のひとつに位置付けている総合公園の中の敷地の中でですね、今回私はキャンプ場というところを示したんですが、総合公園内であれば、一応研究してまいりたいというふうに考えていることなんですが、そういった団体の方の声を集約して、町や管理指定会社の方にそういう要望等があればですね、一応やっていくとかいう、研究、前向きな方向に向かっていけるのかどうか、そこら辺について、どうでしょうか。今現在、可否っていうことを書いてますが、前向きに考えていただけるような方向なんではないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）確かに議員が言われるように、公園内でも犬を嫌う方もいらっしゃいますし、そういう声も聞いております。質問の内容にもありますように、相反する看板があるのも確かでございます。その中でですね、総合公園を今買収をしている途中ではあるんですが、基本的には、今、総合公園はペットでの入園は禁止しております。で、今後の研究する検討する中でですね、それにつきましてはペットと人、嫌う人、それを分ける、できたらキャンプ場の中の方がいいのかなという思いはありますので、それは先ほど町長の答弁にもありましたように、今後、研究してまいりたいと思います。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）ワンちゃんて言った方がいいんですかね、犬を飼っている方、私もかつて飼っていたんですが、今も飼ってらっしゃる方もこの中にもたくさんいらっしゃるかもしれないんですが、ものすごくかわいがっておられるのは、もうどこのワンちゃんを見てもそう思います。思うと言ってもいいぐらいそうされています。で、本当に自分の子どもと同じような扱いをしている飼主の方が多いです。孫よりかわいいという方も多いです。そして、やっぱりいろんな糞とかですね、そういった部分も、飼い主の方をみましたら、道路を汚さないように処理されてるのをよく見かけます。なので、ペットを飼われてる方の飼主の方はものすごくそういうところを気を使ってね、犬を飼っておられて、周りの方にも迷惑かけない方が非常に多いです。その方が、毎日ではなくても、週末に少し放し飼いにして、そういったところでまた憩いをね、集える場所があればというところで、私はキャンプ場を見に行って、ここだなと思ったんですが、整備する必要はございません。動物ですので、自然な形の方が一番いいんですが、ただやっぱり囲いもね、絶対必要ですし、そういったところでいろんなそういう愛護団体というんでしょうかね、そういう集まりの人も協力するということなので、これは、町の方の今の都市整備の方が窓口になるのか、また、指定管理者の会社の方に言いに行くのか、そういった形で、こういった声の要望も届けてまいります、そういった受口、窓口にもなるということではよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）そのとおりでございます。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）子育てしやすいまちもそうなんですが、本当にペットを飼っている方は子どもと同様な扱いをね、ワンちゃんにもしていますので、ペットにも優しいまちにひと

つつけ足していけるようなまちになって頂きたいと、そのように希望します。続きまして、図書環境の充実についての再質問ですが、今特に支障が出ているとの報告はございませんという、その、２点目の報告ですね、図書室にパソコンを１台設置してインターネットをですね、特別のパソコンではない、各執行部の方のデスクに置いてあるような、海田町のホームページが見れる状況でありさえすればいい、それぐらいのパソコン、そういうレベルのパソコンで十分というふうに考えての質問なんですけど、特に支障が出るという報告はございません、というところなんですけど、実際にですね、図書室、伺っても、やっぱりタイムスリップしたような感覚になります。当時、私が小学校・中学校でね、図書室へ行った頃と同じ状況がそこにあります。いろんな図書司書さんの話とかもいろいろ聞いたり、今の小学生たちの動きを見ましても、学校の図書室の状況につきましては、なかなかその司書さんの本業といいますか、作業に追われて、なかなか司書さんのほんとの、本来やるべき、やりたいという子どもたちにこういう本を薦めたいなという機会がなかなかつukれない状況の中で、パソコンが１台あればですね、その作業がひとつ簡素化されるのはもう間違いないんです。実際には必要とされてる現状も聞いておりますし、そのように感じております。なので、ここについてですね、さらなる充実に向けた取り組みを推進してまいりたいということなんですけど、そのさらなる充実が、私はこのネット環境ができるパソコンを置くということなんですけど、もう一度ここについて、それを含めて推進してもらえるのか、実際にパソコン、ネット環境できるパソコンを置かれるお考えが全くないのか、ちょっと見えないんですが、それも含めた推進なのかどうか、そこについてちょっとお聞きします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）ネット環境の整備、パソコンも含めた形でのさらなる推進という意味でございます。

○議長（久留島）兼山議員。

○３番（兼山）３番目にですね、今の２番目のことは一応含まれているということなので、是非冒頭に入れた上での推進をね、研究していただきたい。で、３点目についてなんですけど、私はこの作業、作業とか、時間外とかアナログとか書いているところに、実際のところですね、団体貸出で大量に貸し出しするケースがあるという現状があります。その中で、ほとんど司書さんというか貸し出しをしていくんじゃないか、担任の先生もそうだというふうに想定できるんですが、実際には団体貸出、今までについて、依頼者

とかですね、依頼方法、どんなふうにして依頼しているのか、図書館の本の貸し出しですね、団体貸出、司書さんがですね。やっぱり運搬方法も、今メール便もそうですということなんですが、メール便だけ送ってるのか。そこら辺について、今、町のメール便を利用して書いているんですが、それだけでなのかどうか、職員が直接学校へ運んだりとか、回収したりというんですが、図書館職員その他にそういう本の貸し出し、返却について、その職員だけなのかどうか、メール便と職員だけなのかどうか、ここについてちょっとお聞きしたいんですが、実際のところは、この二つだけなんですか。もう一度言いますと、今までの依頼者、依頼方法、まあ電話と書いていますが、電話だけなのかどうか。あと、運搬方法ですね、ここに報告にきているだけなのか、ほんとうにここだけなのかどうか、ちょっとお聞きします。もう一度。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）学校側から町立図書館への本の依頼につきましては、26年度実績でございますが、電話によるもの、ファクスによるもの、直接来館をして申込むものというものがあげられます。また、運搬方法でございますが、メール便、図書館の職員による運搬、こちらが全ての冊数の85パーセントから86パーセントを占めます。残りの14パーセントにつきましては、学校職員が、どうしても今日使いたいということで、持って帰る、それは多い時でも30冊程度、少ない時ですと1冊のものを今日の授業で使うのでということで持って帰るということを報告を受けております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）急きょいう部分については、やっぱりイレギュラーでリアルタイムで動かないといけないんですが、図書司書さんが、例えば図書室で子どもたちに何かを薦めたり、ディスプレイなんかを作りたいという時間を割いて、わざわざ図書館に行く時間が、これはもったいないんじゃないかっていうところで、だったらもう今日パソコンでインターネットで、海田町のホームページの図書館ホームを開いて、蔵書検索をして、この本とこの本が借りたいということを、まあ電話でもいいですし、今のホームページで開いて、予約をとって、その流れで、町のメール便で翌日に届けば、全く図書室の空き時間っていうんですかね、鍵が閉まってる時間も少ないですし、その間子どもたちが見たいというもの十分見れる、そして子どもたちに薦めたいなっていう本を司書の先生が薦められる。だから充実の話を私は今回重点に話しているので、何パーセントだろうが、そういう流れでいけば、無駄な作業が減る、その分、図書の充実を持っていけるって

う話なので、今の話の中で、全体的な、リアルタイムな直接取りに来る話は別として、メール便一本でやっていくっていう、もしくは図書館の職員が連絡があったら持っていくっていう方向を、どちらか一元化できないかどうか、ここについて、どうでしょうか。どちらかというとなんか無理をして、お願いをしてみたり、図書の先生があんまりお願いしてるから、自分を取りに行っているっていうふうな感じになっているような状況があるんじゃないかということを懸念してるんですが、そこについては、もう一度聞きますが、そういった今のメール便を使った通常の流れをしていくっていう考えはあるのかな。これをお願いしては申し訳ないから取りに行っている状況があるんじゃないかということを懸念してるんです。ですから通常の町運搬メールがあるので、通常の流れのほうにいけば、大してそこまで取りに行く必要はないんじゃないかっていう懸念があるので、ここでもう一度再質問してるんですが、その流れをつくるお考えはあるかどうか、そこについて、もう一度お尋ねします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）メール便等、図書館を、どういう時に使い分けるかという基準自体はございません。ただ実際問題として、図書館の職員が運ぶケースはかなり冊数が多いケースです。例えば 200 冊とか 300 冊程度という場合には、メール便ということではなく直接運んだりしております。またメール便はどちらかという、いわゆる数冊、10 冊前後というふうなもので依頼をかけているというもの。やはり、先ほどの繰り返しになりますが、学校が持ち帰るというのはやはり急ぎよということですので、これを一元化ということが、学校の逆に首を絞めてしまうのかなという思いもあるので、そこはまた学校と連携をとりながら、また、先ほど教育長の話にもありましたが、インターネットにつながる、パソコンが導入されることになりましたら、その活用方法につきましても、研修も含め図書の充実に向けてまいりたいというふう考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3 番（兼山）はい、今の話の中で、これパソコンとインターネットができる環境のパソコンを設置すれば随分改善される考えが増えてきます。そういう面も含めて、ここもね、研究課題の一つにぜひ取り上げていただきたいと思います。今はない現状ですので、このような状況になるのは、おそらくあたり前の状況だと、この結果はですね。今度その、ネット環境が整えば、おそらく変わっていくということで、ちょっと私も注視してみたいというふう考えてます。最後になりますが、教育長の見解、図書の充実につ

いて見解をお聞きしました。先の決算委員会で教育長がですね、図書の充実については、大型店のディスプレイを展開したり、事業を取り入れたり、そういう考えがあるということをおっしゃられた記憶がございます。で、答弁の中にも、養成等を通して、すごく大事なことです。で、私はその中で、去年ちょっと個人的に行ったんですが、今年は常任委員会ですね、なんとかお願いして研修に行けたんですが、武雄市ですね、ツタヤと提携している図書館ですね、市立図書館、指定管理されてですね、画期的な図書館でございます。民間と提携しているので、ほんとに逆転の発想ですね、全てが。二回行きましたが、やっぱり、それこそ、もちろん海田の今の現状の予算がございます。そういったところ、こう今ツタヤと提携してるんでTポイントがつくとかですね、そういった貸し出しだけで、そういうポイントがついたりする、すごくそれを重要視する方にとっては魅力的な図書館のツールというか事業ですね。教育長についてもそのような、少し今、提携するということまで今現在どうこうは、こっちもそのしろということは、今は言えませんが、今の図書館の図書室、うちのひまわりプラザでもいろいろ貸し出しができます。本当に、海田町は、どこでも借りれますし、どこでも返せますし、どこでも予約ができるし、本当に充実してるんです。そのよさを利用して、さらにね、充実を図るために、やっぱりなんか、ポイントをつけるとか、そういうことを考えたりするお考えが少しあるんじゃないかっていう、私、期待をしてるんですが、それも含めまして、今後、教育委員会の方でも、武雄市の方に視察、研究される、ネットでもすぐ見れますけど、そういうお考えがあるかどうかちょっとお聞きしたいんですか、どうでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）武雄市の図書館の例は、私も、数年前から存じておりましたし、いろいろ私も興味を持って見ておりました。ただ、あのシステムをそのまま海田町に取り入れることは私は現段階ではできない、不可能だと思っております。ただ今議員ご指摘いただいたような指定管理者制度等については、検討してみる価値はあるとそのレベルで今は思っております。今年来年度あたりですね、ちょっとそこら辺のことを、自分自身の中で少し整理していきたいなという思いは持っておりますので、現段階では、その状況です。海田町の図書室、図書館のことでいくと、やはり一時は蔵書数をかなり誇っていて県内でも有数の図書館として認知されてたんですけれども、なかなかそれがですね、今のネット環境の中で、難しい課題も出ておりますから、その課題の解決をする一つの方法として、指定管理者制度とかというのは活用できる可能性はあるのかなと、そう

いう認識は持っております。ですから答弁としては、今後検討していきたいと、いつもの表現になってしまう訳ですけども、そういう前向き、できるとは当然約束はできませんし、今は、そう言っておきながらやっぱりだめだという結論を出すかもしれません、少なくとも検討はしていきたいと思っております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）最後に今の指定管理者のことを少し考えて研究したいとかいう、検討することをお聞きしましたので、また来年も、すごく私は、興味・関心でずっと見てまいりたいというふうに考えておりますが、やはり、ここ3年、23年、24年、25年の3年間ですね、500ある図書館の中で350万冊の貸し出し数が減っている現状です。ですから、貸し出し数が減るっていうことは、もう致し方ないという今の時代の流れの中で、今回は海田町の貸出件数がどうかとそういうことではなしですね、充実を、ともかく、ひとり一人に対してですね、それが一人でも多く、子どもたちが図書好きになってもらいたい、これも充実になります。そういった見えない件数なんです、そういったところを中心にお話しして、来年度の指定管理の話も少し見ていきたいし、今、小学校以下の保育所についても、読み聞かせから次へつながるところのことも、これから聞いてまいりたい、いろいろ私は思いがありますので、ぜひ、ちょっとここは研究していただきたいというふうに期待しております。以上です。

○議長（久留島）暫時休憩します。再開は2時55分です。

~~~~~○~~~~~

午後2時44分 休憩

午後2時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き会議を続行します。4番、下岡議員。

○4番（下岡）4番、下岡です。本日は2点にわたって質問いたします。まず第1点、土砂災害防止について。今年8月の広島市の土砂災害が残した教訓は、予想可能な最悪の災害は、やはり起こるということである。当町は、明治40年7月に当時の奥海田村だけで67名の死者、山嶽崩壊182か所の大規模土砂災害を経験している。現状、対応について、行政を含め非常に安易な姿勢が目立ち、対策不十分により集中豪雨の程度によっては多大な被害が予想される。世の中は予想される災害に対し、空振りしても早目の対応を、に変わりつつある。質問します。この度広島市に降った雨量は、将来海田町で

も可能性があり、防災計画の想定に織り込む必要ありと考えるが、見解を問う。2、地区別防災カルテ、官民協定による避難場所の増強、避難経路の指定、自主防災組織との連携など、もっと具体的な施策が必要ではないか問う。3、国は土砂災害基本法、失礼、こちよつと間違ってます、土砂災害防止法でございます。土砂災害防止法を改正し、警戒区域、特別警戒区域の指定強化を図る方針である。海田町については、県は指定に向けた基礎調査すら未だ実施していない。町は、これに関し、どのような方針で対処していくのか問う。4、広島県が10月8日付けで許可した串掛林道沿いの宅地造成工事について、土砂災害防止の観点から、町は申請を受け付ける立場において、もっと慎重かつ抑制的な対応をすべきであった。現在の状況においても、県は、造成場所を土石流危険渓流に、下流域を土石流による被害のおそれがある地域に指定している。本工事が行われることで、土砂災害の危険性は増大する。また、この三迫資材置場造成工事なるものは近隣の海田あさひが丘団地造成工事から搬出される土石の一部を盛土材として使用する廃棄物処理法の最終処分場に該当する可能性が高い。行政は、本工事が、土砂災害の危険性を増加させるものでないことや、諸法令技術基準等に従って行われることの説明責任を負う。見解を問う。5、西ノ谷川に張り出している町道137号線の一部については町発注のコンサルが、現在、現地調査設計を行っている。この張り出し部分については、昭和30年代に、施工されたとみられ、50年以上経過している上、コンクリに貝殻のまじった海砂を使っていることから、劣化が著しくコンクリがボロボロこぼれて中の鉄筋がむき出しになりつつある。県は、西ノ谷川について、砂防指定の上県管理とする方針だが、砂防河川において張り出し工法は容認できないと明言している。町はどのような方針で対応するのか問う。6、平成6年に問題が表面化しながら、抜本的な対策が講じられることなく現在に至っている土砂埋立地、串掛林道と三迫川上流との交差点付近について、集中豪雨による土石流発生が懸念される。うやむやにされてきた三迫川上流部の管理を県が行うことになったこの機会に、災害防止の観点で、県と協議し対応方針をまとめるべきではないか問う。また、このすぐ下流部分で、昭和20年の大規模土石流発生後、護岸工事も行われることなく放置されているところがある。接する農地所有者との経緯も踏まえると、早急に県と協議の上改修工事を行う必要がある。見解を問う。大きく2点目、保育所再整備について。町は畝、西浜、幸の3町立保育所を、幸保育所位置に統合し、平成29年春に民営で再開する案を示した。複数の候補地の中から幸保育所を選んだとしているが、経過は示されていない。質問します。①、選考過

程において最も尊重されるべき利用者、次に、この計画によって影響を受ける民間事業者（応募予定事業者を含む）など利害関係者の意見聴取が十分行われたのか疑問である。まず幸保育所がありきの結論があつて他の候補地は消去法によって外す誘導的手法が用いられている。見解を問う。②、今回の案の最大の欠点は、既設保育所を選んだために受給バランスが崩れ、待機児童が出るおそれ大きいことである。想定によると、0、5歳児の保育者ニーズ、27年、657人、28年631人に対し、供給数は27年、650人、28年、655人となっており、数字自体非常にタイトである。さらにこの供給数についても、疑問がある。27、28の2年、新規入所を行わないため、予定者はほかの4私立、1公立を選ばざるを得ない。しかし、私立4保育所とも既に認可定員を超えて児童が入所しており、増員余地は少ない。既存保育所以外を選べば、当該3保育所で継続して新規入所を行い、29年に移行することで待機児童を回避できる。見解を問う。③、候補地として町営プール跡地の可能性を問う。跡地部分の広さは約4,000平米であり、既に中学校グラウンドで使用中であるが、仮に2,500平米を保育所用地としても、教育上大きな支障は生じないのではないか。幸保育所敷地1,340平米と比べ、保護者の送迎用駐停車場や、保育児用運動・遊びの園庭として、相当の敷地が確保できる。また、グラウンドを災害時の避難場所として使うため、保育所にふさわしくないというが、既に他の、私立、公立の保育所を、避難場所と指定していることと矛盾するではないか。見解を問う。④、再整備後の新保育所は、保育所として再開しこども園とする考えはないとしているが、国は、将来方向として、幼保一体型のこども園を志向している。海田町のモデルとなるような施設のあり方を検討すべきではないか。また運営する民間事業者、27年度決定予定の意向も不明の現時点で、保育所の枠をはめるのは不適切である。見解を問う。以上でございます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）下岡議員の質問に答弁をいたします。まず土砂災害防止についての質問でございますが、1点目については、この度の広島市の記録した雨量を踏まえ、海田町地域防災計画について適宜見直してまいります。2点目については、海田町地域防災計画を推進する中で、地区別防災カルテの見直しと住民への周知、自主的防災組織との連携強化、避難場所の拡充等を実施してまいりたいと考えております。3点目については、できるだけ速やかに基礎調査を実施していただけるよう、県に要望してまいります。4点目については、事業内容は、事業者が説明すべきであることと考えております。ま

た、許可に関する法令上の判断については、処分庁の県であると考えております。5 点目については、現在発注しております業務委託の報告書を基に、対応を検討してまいりたいと考えております。6 点目につきましては、土砂埋立地においては、県と協議を行い、対応を検討してまいりたいと考えております。護岸の修繕については、現地において、県に内容を引き続き、できるだけ速やかに修繕を実施するよう要望してまいりたいと思います。続きまして、保育所再整備についての質問でございますが、1 点目については、平成 29 年 4 月に新保育所を開所するスケジュールを大前提に、町有地及び取得の可能性のある用地についても検討した結果、最終的に、町有地である幸保育所に決定したものでございます。2 点目については、西浜保育所では、引き続き新規入所の受け入れを行うとともに、平成 27 年度から、つくも保育所及び私立 4 保育所の定員の引き上げを計画しており、受け入れ体制は確保できるものと考えております。3 点目につきましては、町営プール跡地は既に海田中学校グラウンドとしての活用が進んでいることから、保育所の候補地とすることは非常に難しいと考えております。また、防災用の広場と避難施設としての保育所では、活用方法が異なることから、矛盾は生じないと考えております。4 点目につきましては、保育所は畝、西浜、幸保育所の建替えに伴う保育ニーズに対応した施設として整備するものです。また、幼稚園ニーズは、町内、私立 3 幼稚園による受け入れ体制に余裕があることから、保育所として整備してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4 番（下岡）まず第 1 点の、土砂災害防止の 1 点目ですけども、このことについては、朝方からほかの議員さんも質問されておられる訳なんですけれども、住吉議員はですね、100 ミリを前提にというお話もある訳なんですけれども、財政的措置を伴うものというのは、やはりですね、すぐにお金がどうこうできる訳じゃありませんから、特に、インフラについては、やっぱり長期的にですね、どう整備していくかということを考えていく必要があると思います。ただ、財政的措置をそんなに伴わない、例えば仕組みであるとかですね、制度であるとか、やり方というものはですね、これは考え方の問題ですから、人手は多少かかるにしてもですね、やっぱり変えていく必要があるというふうに思う訳です。それと、今のインフラにしてもですね、現時点で、どこがどの程度の雨量に耐えられるのかということは、十分ですね、町民は分かってない訳ですよ。例えば、私も三迫川流域に住んでいますけれども、じゃ、時間雨量何ミリの雨が降ったらですね、

この河川が氾濫するののかということは分かってない訳ですよ。その説明もされてませんから。町は50ミリ基準、49.6ミリですか、50ミリ基準でものを考えてるということだけしか、分かってない。じゃ、50ミリまでですね、三迫川は氾濫しないのかということになってきたらですね、果たしてそうなのかっていうのは、行政も言えないと思うんですよ。50ミリまで大丈夫ですとは。だから、各ですね、地区別にですね、どの地点はどこまで現時点で耐えられるのか。それ以上降ったら、どの程度降ったらどうなるかということですね、やっぱ個別に示さないでですね、避難計画を立てるにしたってですね、わからない訳ですよ。今現在、雨量が何十ミリ降っていますと。すぐに逃げなきゃいけないのか、まだ余裕があるのかということも何も判断できない訳ですから、そういった点でですね、しっかりと、やっぱ、そういうのは、一つは、予算処置とは別の、ね、どの程度で、どうなるかという予測ですから、ことについてはやっぱね、町行政がしっかり説明していく以外にないと思うんですけども、その点についてどうお考えであるか、ご答弁お願いします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）確かに災害時、非常に、どう住民の方が判断していくか、また行政がどのような指示を出してかということは、非常に重要なところでございます。この度の広島市の土砂災害を踏まえまして、当然地域防災計画の方も、変更・修正なりを加えていかなければならないところでございますが、その他にも、その下部の計画であります避難判断マニュアル、そういったものも改定していきながら、住民さんの生命・財産を守っていく、いち早く避難していただく、皆さんに周知していく、そういったことを、今後、計画の修正の中で進めていきたいと考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）今ここでね、2点目についても、非常に抽象的にですね、地区別防災カルテの見直しと住民への周知とか自主防災連携強化とかですね、非常に抽象的な、何を具体的にやっていくのかわかんような内容なんですけども、例えば具体的に言いますとですね、私、三迫に住んでますけれども、三迫一丁目から三丁目にはですね、公的な避難場所というのはいんですよ。最寄りのものでもですね、海田南小学校あるいは東海田幼稚園、小さくら保育所ということになっているんです。土砂災害が起きそうな時にですね、果たして三迫の人がですね、三迫二丁目、三丁目の人が川筋を下ってですね、東海田幼稚園や小さくら保育所、あるいは南小へ行くのが現実的かどうか。非常識ですよ、

土砂災害がきそうな時に、上から下へ下って行く。だから具体的にそういうことをやる必要があるという事を言ってるんです。例えばね、避難経路ということで、この春も計画の見直しの協議の中で言いましたけれども、具体的に経路を示すべきではないかということだね、これ確かね、私どもが福岡県の古賀市に行った時の話では、国はですね、地方自治体に経路を策定することを求めているんじゃないです。どうなんです、ちょっとお聞きします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）広島市の土砂災害を受けまして、土砂災害防止法の方がこの度改正になっております。その中で市町村の防災計画の中に、土砂災害警戒区域に指定された場合、そういった場合は避難場所と避難経路、これに関して、定めなさいというものが、今回の法律改正の趣旨で、法律に明記されました。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）その基礎調査ということで、広島県にもですね、たくさんの危険箇所があるということで、県も今、一生懸命やってますけれどもですね、その状況もまだ追いついてないと。海田町はですね、百十何箇所か、危険箇所といわれるところがありますよね。その中の1か所もまだ基礎調査すらされていないという状況で、それは、県に求めていますということ。それはそれでいいんですけれども、今、生活安全課長、特別警戒区域について、そういう土砂災害防止法の決めがあると、避難経路についてもというご説明ありましたけれども、警戒区域についてもですね、避難体制を整備していくと。そして今ご説明のあった特別警戒区域についてはですね、開発行為については許可制として、例えば、建物を建てる時のですね、構造についても、厳しく規制されるという内容であると思いますけれども、それでよろしいですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）議員ご指摘の通り、土砂災害特別警戒区域については、規制の方がかかってまいります。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）そういうふうなですね、優先順位がやっぱりある訳ですから、ね、海田町の中でも、もう自主的にですね、118か所、危険箇所があって、そのうちの、44か所の土石流危険渓流については、8月下旬にチェックされてるという事ですね、どこが非常に危険であるかということね、町は把握されてるんだと思うんですよ。それである

ならばですね、最も危険だと思われるところからですね、優先的にやってほしいという働きを強力にやるべきではないですか。そうでないところとやっぱり危険度の高いところとはですね、警戒区域と特別警戒区域、特別警戒区域と思われるところを先にやってくれとかですね、いう申し出をすべきだと思いますけれども、どうですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）議員ご指摘のとおり、そういった最も危険度の高い方から順にということ、県の方には要望してまいりたいと思います。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）4点目のですね、串掛林道沿いの宅地造成工事でございますけれどもですね、この工事についてはですね、この届けを県にですね、受けて流してる訳ですけども、最初受けた時点でですね、この工事というその目的ですよ、この目的をどういうふうに捉えられたのか。一つの見方としてはですね、近隣のあさひが丘団地の造成工事、これは同時期に、今回の串掛林道沿いの、業者は三迫資材置場造成工事と呼んでいますけれども、その工事とあさひが丘団地工事、造成工事はですね、同じ時期にですよ、同じ業者のコンビ、事業主も同じ、ね、工事やる業者も同じ、で、片方のあさひが丘造成工事は、山を削って、ね、27区画か28区画の造成工事です。そして片方は土砂をどこから持ってきてですね、資材置場を造成する工事ですよ。私がまずこれ聞いたときはですね、あっ、こっちから出た土砂をですね、捨て場に困ってここに持ってきてですね、埋め立てするんだと受け取りました。それと、もう一つは、届け出どおりですね、資材置場の造成工事と見る見方と。受付した時点でですね、この工事をどっちで見ました。どっちで見たのかと聞いてるんです。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）両方で見ました。当然、今、その申請が出た時点でですね、資材置場ということでお話を伺ってございましたので、当然その時にですね、これだけの土はどこから持ってくるんですかということは、お話では聞いております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）この地元説明会についての経緯ですけども、10月17日にですね、まず、あさひが丘団地の造成の自治会である、汁免だとか、山陽だとか、朝陽団地ですかね、その3自治会に対しては、3万3,000立米の土砂が出ますと。その土砂は、ね、この串掛林道の開発場所へ持っていくんですと、業者はそう説明してる訳です。一方ですね、

この串掛林道沿いの工事については、11月6日付けですね、業者が西自治会に資料を持ってきた。その中では、約1万8,000立米の土砂でもって資材置場を造成しますという説明です。で、3万3,000立米持ってって、1万8,000で、資材置場を造成するとしたら、残りの1万5,000はどうなるんだという疑問が出る訳ですよ。だから、私は、この1万5,000というのは、資材置場だから、資材として、上に置くんじゃないかと建設部に聞きましたけど、わからないという答弁でした。それでですね、この工事については、今言うように、土石流危険渓流に指定され、県が指定してる場所、大規模に造成すると、土盛するということで、大雨が降った時にですね、集中豪雨のときには、危ないんじゃないかという懸念がありましたから、508名の署名を持ってですね、県に対して、直接的には西部建設事務所長、で、写しとして県知事宛にですね、申し入れを行いました。内容的には、土砂災害危険渓流にしてるところにですね、何で許可をおろしたのか説明を求めると。もう1点は、地元は非常に土砂災害の危険性を危惧してるから、地元が納得するまでは工事に着手しないよう指導していただきたいと、この申し入れを11月の19日に行いました。その時に出てきたのは、西部建設事務所の次長とそれから本局土木局の都市計画課の主管が出てまいりましてですね、今の同じ質問、3万3,000、こっちは持っていくと言っとる。こっちは1万8,000で造成。1万5,000はこれは何なんですかと質問したら、それ分かりません、調べますと言ったんですよ。で、この1万5,000を仮に上に盛るんであればですね、これは何らかの規制が必要ではないですかと、例えば産業廃棄物として、最終処分場、埋め立てにあたるんじゃないですかとお聞きしたら、この土砂は産業廃棄物には該当しないという国の通達が出てますということだったんです。その代り、県は土砂条例、土砂の適正処理に関する条例をつくって規制していますという事だったんです。これについて、当然、建設部はご存知ですね。こうした場合はですね、宅地造成許可がおりている場合にはですね、届け出が必要、届け出が必要なんですよ。何の届け出も何もないということじゃないんですよ。宅地造成が許可がおりてなければ、というものがなければ、許可が必要なんですよ。今の土砂条例においての許可が必要。今回は、宅造の許可が出てるから、許可を二つ出すことないから、そっちで許可が出てるから、こっちでは届け出が必要だと。そういうことはご存知ですね。だったら、なんで、私が1万5,000は何だと聞いたときにわからないんですか。届け出が出てるのに。業者に聞くべきじゃないです。いいですか。向こうでは3万3,000出てこっちは造成に1万8,000使う。残り1万5,000、これ届け出が必要なんだから、3万3,000

の届けを当然取るように指導すべきでしょう。それどうしたんです。

○議長（久留島）建設部長。

○建設課長（久保田）まず、言われるように、あそこは開発許可が出ておりますから、許可は不要ということで、前、議員の皆様にお配りしたペーパーにもですね、そういったことで皆さんにご回答させていただいておるところでございます。で、本来あそこ開発行為で切った土をこっちに持っていくという話の中の、土砂の計画でございますが、私どもは、宅地造成許可のときに出された申請書に基づいて、県の方に進達を上げております。したがって、あの申請書計画書を超える土砂の量が搬出されて埋め立てられるということになれば、本来の計画とは違うということになりますから、そうであればですね、それは適正な対応を県の方にしていただくような形になる、という具合に考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）いいですか、3万3,000立米の土砂が出たらですね、3万3,000立米の土砂の届け出をする必要があるんですよ。1万8,000と1万5,000、1万5,000についてもですね、何らかの届け出は必要なんですよ。その1万5,000の届けをしてなかったらおかしいでしょう。3万3,000出るんだから。そのことを言ってるんですよ。これ、どうなんです。1万5,000については、届け出は。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）そちらの方は県の方で、適正に当然処理されておるという具合に考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）で、ですね、今の件で11月19日に県とやって、県西部建設事務所にですね、翌日電話して、あれどうなってますかと言ったら、1万5,000はほかのところへ持って行くと業者は言っておるということでですね、私、帰ってインターネットでですね、今の土砂条例を調べたら、これは西部建設、今の土砂条例の管理元はですね、農林なんですね、西部農林事務所なんですよ。ですから、私、翌日、21日に西部農林事務所へ行きました。そしたら、その届けはですね、その朝、11月の21日に出てきましたと西部農林事務所が言ってるんです。1万5,000は、ほんじゃ、どうなってるんですか言うたら、未定になってますと。西部農林に、未定でもお宅ら受け付けるんですかと言ったら、これは届けだから、その内容がどうかこうとかじゃなくて、受け取らざるを得ないん

だということで、農林事務所とやりとりしてる中でですね、仮に、これが、宅造じゃなくて、土砂の、そこへ持っていくということが目的であるならばですよ、これは、今の土砂条例に基づいての許可が必要なんです。資材置場じゃなくて土砂を持っていくということが目的なら。だから私は、どっちなんだとお聞きしたら、両方だと言われるから、それはそれでいいんだけど、そういうことをね、きちっと指導してないでしょ、業者に。私どもが11月19日に、これはどうなんですか、県もわからんから業者に聞きますと。業者は慌ててですね、西部農林か西部建設かどこから聞いたんでしょう。そりゃ届け出があるよということで、慌てて21日に出した。私どもが県に行った19日の2日後にですね、届けが出て。ちゃんと、おたくらそういうことをね、指導してないじゃないですか。はっきり言わしていただいたらね、その西部農林とのやり取りの中でね、これが資材置場じゃなくて土砂を持っていくという目的であるならばですね、西部農林は、土砂条例に基づいてね、おそらく、私の受けた感触では許可してませんよ。そういう行為をですね、はっきりと見定める必要があるんじゃないですかということを、私申し上げたい。両方だということならね、じゃあ資材置場、ね、資材置場として機能するということであるならば、何の資材を上置くのか、資材置場ですから、何の資材置場にするのか聞かれました。ちょっと答弁願います。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）まず、順番に言いますが、両方じゃと、私、確かに言いました。でもその時は、ここを埋め立てるというお話があって、当然、土はどこから持ってくるんですかということで聞きました、いう意味で、両方だという具合に、私は認識をしています。そういったことで答弁をさせていただきました。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）少なくともですね、資材置場として届けが出てる訳ですから、何を置くのかということを聞く必要があるんじゃないです。それを聞かなかったということですから、何で聞かなかったのか知りませんが聞かなかったと、問題はですよ、今回の、ね、技術基準に合致しているとか何とかというのはですよ、造成した時に、技術基準に合っていると、造成工事として技術基準に合っている。早く言えば、空の状態ですよ。資材置場の上になにも積まれていない、ね、資材置場が完成したときの技術基準ですよ。上になんか資材を持ってくるんだったら話は違うんじゃないです。いくらね、安定がどうだこうだ、盛土の安定性がどうだこうだということを問題にしていますけれども、その

資材置場が造成、ね、でき上がったときには、その技術基準に合ってるかもしれないけれども、その上にですね、資材を積まれた時に安定するかどうか、その確認は取られてないじゃないですか。どうなんです。資材を上にも積んでも安定するという保証はあるんです。技術基準に合致してるんです。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）今の宅地造成の上にですね、大きな、大きな言いますか、ものが建つとかですね、資材の倉庫が建つとか、そういったことは当然前提にしておりません。当然、そういった家屋敷が建つような形になればですね、また別な形になろうかと思えます。そういうのも含めてですね、県の方は適切に判断されて許可を出しておられるという具合に考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）で、ですね、地元説明会のときに資材置場となってるけども、何を、この広島情報プラザさん、事業主の方にお聞きしたんですよ。木材、材木置場として使うと言ってるんですよ。あれだけの、三千二百何十平米、一千坪近い広さのものをですね、材木置場、ね、材木をあの上に置かれた時にですね、どの程度積むんか知りませんよ。だけど1,000坪近いものを造成して、材木を置くとなったら、相当な量を置く計画があるんじゃないです。そうでなければ、もっと小規模のですね、計画でいいんじゃないです。だから、ね、だから、それは、私も西部建設事務所に、なんで、そういうのを確認してですね、上にどれだけ積むのかということも判断材料に加えなくてですね、ただ、造成工事、完成したときだけの技術基準でやってるんだと、それで地元がね、安心しますか、納得しますかと質問したら、次長、どういったと思います。完成するまでが技術基準であって、上に何を積むかというのは、それはもうあと業者さんの問題だと。そんなばかな話があります。それで地元が納得できると思います。とてもじゃないけど納得できませんよ。私どもはね、今の署名でもですね、地元が納得するまで工事を着工させないでほしいということを強く申し入れてます。508名の署名をもって。今の説明がない限り納得しない。それと、もう1点、先ほどからですね、土砂災害防止法の話がある訳ですけども、県に対して、町もですね、9月9日付けで、ここの地区は土石流危険溪流と、ね、指定してるところを大規模に盛土するものであることから、近隣の住民の方々から、集中豪雨のときの災害を心配する声があるということで、盛土の安定計算とかしつかりやってほしいということを出されてますけれども、その土石流危険溪流に指

定したことについてですね、危ないじゃないかということ、県に申し入れたときに、次長はどう言ったと思います。あれはね、法的根拠は何もないんですよ。県がですね、航空写真で上から見て、危険だと判断したものをですね、土石流危険渓流あるいは土石流による被害の発生する恐れのある場所というて、ホームページか何かで公表してるんです。それを海田町さんがね、データ持ってきてですね、県が指定したと書いてるだけで、何の法的根拠もありませんと言ったんですよ。じゃあ、法的根拠いうのは何ですかと聞いたら、土砂災害防止法です。土砂災害防止法の警戒区域あるいは特別警戒区域、これが法的な意味があるんですよ。じゃあいつですね、海田町の基礎調査すらしてないのをいつやってくれるんですかと言ったら、5年以内にやりますと言ったんですよ。私はね、じゃあ仮にですよ、この造成場所が特別警戒区域にあるとしたら、県は許可を出されますかと聞いたんですよ。そしたらさすがにね、西部建設は言わない。土木局の都市計画課の主幹はね、明確に言いましたよ。許可しませんいうて。どういうことか分かります。海田町がこれをですね、県が要請して、県がここの基礎調査やったらですね、私はこれはおそらく特別警戒区域になる。なぜなら、主幹がですね、許可しないと云ってるところなんだから、当然、警戒特別警戒区域に指定されるべき筋だと思いますよ。この話はね、勝手に言ってるんじゃないですよ。地元の選出のね、県議員が立ち会ってるんです、その場には。なんだったらその県議員に聞いてくれます。こういうことがね、行われてるんですよ。そんなばかな話あります。ならですね、何で法的根拠がないというんなら、ここの場所をですね、基礎調査やってですね、特別警戒区域であるとか警戒区域だとかいう判断すべきじゃないです。法的根拠がないというのは、土石流渓流で。それをしないでおいてですね、自分たちでしないでおいてですよ、特別警戒区域じゃない、指定されてないんだから。で、許可をおろしてる。将来それだったら、これは大変な問題ですよ、県と町との問題で、こういうね、話の中でね、地元が納得できると思います。業者はね、もう地元説明会でも、県の許可もらったんだ県の許可ももらったんだ、それ一点ですよ。どういう見解かちょっと見解言ってください、今のことについて。事実確認が必要なら事実確認が必要だと言ってください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）町長答弁でも申しましたが、最終的なその判断については、今回の処分庁である県の問題であると思っております。議員のおっしゃるご意見は、私どもとして了解いたしますが、処分権者の県庁に対してどう思うかという答弁は、私どもとして

いたしかねます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）まあこれは今言われるように、副町長が言われるように基本的にはですね、県の問題ですから、私どもも県に対しては今後も引き続きですね、強く申し入れ行っていくということでございます。次にですね、5点目の西ノ谷川に張り出している町道、これについては現在調査設計が行われていることですが、この調査設計というのは、いつ上がってくる予定になってますか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）今年度中のちょっと成果は上がってまいりませんので、年を越しまして来年の早いうちにですね、報告書を取りまとめるよう、今指示を出しておるところでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）その内容を待たないとね、詳細なことは多分言えないと思うんですけども、一つはやっぱりですね、こういう、望ましくない形でですね、50年以上前に整備されてる、おそらく整備を急ぐということですね、やられたと思うんで、そのことについてどうこうは言わないけれども、少なくともですね、今言う、安全性の確保、土砂災害に対する危険性の除去という観点からですね、しっかりと検討していただきたい。次に、保育所整備の方ですけども、候補地については、町有地及び取得の可能性の用地についても検討した結果、最終的に町有地である幸保育所に決定したということですね、途中経過が全く示されてないし、直接的に一番の受益者であるですね、保育所の保護者の方の意見とか、あるいは間接というか利害関係者である他の保育所、あるいは、これをやってみたいという事業者の方も含めてですね、そういう方の意見というものが、どの程度反映されてるのかですね、全くわからないんです。情報が示されていませんから。これってですね、とてもじゃないけども、果たして公平なやり方なのか何なのか、内容が分からない訳ですから、その情報を開示するおつもりあります。お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）町有地については考えないこともございますが、民有地につきましては、民有地の持ち主の方の意向であるとか、逆に、その民有地の課題とそういったようなものを出さなければいけなくなりますので、現段階で公表するつもりはございません。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）ちょっとそのですね、民有地についてですね、例えば何箇所どのあたりだとかですね、細かい問題点まで出す必要ないですけれども、差し障りない範囲内ですね、出していただかないと、こちらはですね、例えば、町民の方から、幸保育所に至った経緯、これ聞かれてもね、何も答えられない、説明もできないということがある訳ですよ。例えば、個人情報に該当する部分だとかですね、そういう部分は塗りつぶしてもいいからですね、出していただく必要があると思いますけれども、議長、ちょっと資料請求をしたいと思うんですけれども、ちょっと皆さんにお諮りいただけますか。今の選考に至った経過、どれくらいの候補地を挙げられて、どういう経過でですね、また、利害関係者の意見聴取はどういう形で聴取されてここに至ったのかということについてですね、議員が理解できる資料を請求したいと思います。お諮りください。

○議長（久留島）今、下岡議員の提案された、経過報告について、資料提供を行う方がいいという方は、起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席して下さい。では、資料請求をお願いいたします。

○4番（下岡）次にですね、2点目のですね、西浜保育所では引き続き新規入所受け入れということで、今の幸保育所と畝保育所については、新規募集を停止するということになる訳ですけれども、受け入れ人数が減ることになる、一方ですね、需用ニーズということで保育所ニーズについては、今年度26年度で627人の方が在籍しておられると。これが来年度ではですね、見込みで657人、30人増える訳です。一方、新規入所の方は絞る訳ですから、2保育所分がですね、減ってくると。それを、どっかの私立の保育所であるとか、他の二つの町立保育所で受け入れざるを得なくなる。この数字自体が非常にタイトというのは、例えば27年ですね、ニーズが657で受け入れが650、もう既に7人足りない訳ですよ。更にですね、これを調整していく中で、保育士さんの異動がスムーズにできるのか、ね、そういった懸念もある訳ですよ。これうまくいかなかったらですね、待機児童が出ますよ。新規入所したくてもですね、受け入れできないということがある訳でしょ。これについてちょっと、間違いなく、待機児童は出ないと保証できます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）先ほど町長の答弁にもございましたように、まず、つくも保育所の

定員の増に加えて、私立保育所全園について、合計で 40 名の増員をかけております。加えて、施設的な広さに余裕もございますので、650 としておりますが、加えて、もう 30 人の確保も可能となっておりますので、待機児童は出ないものと考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4 番（下岡）30 名可能だとかなんだとか言いますけどもね、それは、おたくらの説明では可能だということになるんだろうけれどもですね、ちょっと、この辺についてもね、今の供給側の数字についてですね、具体的にちょっと、町内の保育所、これについてですね、今現在最終確認中であるということになってますけれども、これについてですね、最終確認できた時点で、ね、どの保育所で、何歳児何人、これ、出していただきたいと思えますけれども、出せます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）数値としては、出すことは可能でございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4 番（下岡）まあ、そうそうということで、いつになるのか知りませんが、最終確認というのは、大体いつ頃までにできるんです。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）平成 27 年の確保についてはもう確定をしております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4 番（下岡）ということであるならばですね、27 年度の今の供給サイドのですね、データだけでも出していただけます。併せて。資料として。よろしいです。

○議長（久留島）こども課長、資料は提出できますか。こども課長。

○こども課長（森川）資料として提出することはできます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4 番（下岡）それでは一緒に資料として出してください。次にですね、町営プール跡地の可能性ということですが、しきりにですね、既にグラウンドとして使用されてるということな訳ですが、これについては数年前まではですね、町営プールを使わなくなって 10 年ぐらいですね、そのままに放置されてきているということがある訳です。その間にですね、果たして、教育上支障があったのかどうか、たいして支障なかったと、そりゃグラウンドとしては広ければ広いほどいい訳ですから、仮にこの 4,000 平米の中

からですね、2,500 平米削ったとして、教育長、なんか支障が出てきます、教育上。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）今の、現時点でのプールの跡地の活用状況について、こちらの方からお話しさせていただきます。まず部活動につきましては、元のプールの跡地を、日曜日を除いた月曜日から土曜日に活用しております。体育につきましては、持久走等であちらのプールの跡地の方を使っております。また、社会教育といたしまして、グランドゴルフ等で、月に数回、昨年度から活用回数としては増えているということですが、グランドゴルフで活用されているということです。

○議長（久留島）下岡議員。

○4 番（下岡）私が質問してるのはですね、ここを例えば 2,500 平米、保育所用地としてですね、削ったときに、何らかの支障が出てきますかということをお聞きしているんです。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）保育所用地としての活用については、現段階で検討をしたことはありませんから、即答はできませんけれども、現在の学校教育、海田中学校の教育の中では有効活用されていると思っておりますし、保育所と仮定したとしても、果たしてそのどういう効果が、デメリットがあるのか、これについて現段階で私は申し上げることは、思慮不足だと認識不足だと思っております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4 番（下岡）最後ですね、再整備後の新保育所は、保育所ということで、こども園として考えてないということなんですけれども、海田町ではですね、幼保一体型に近い形で一園やられてますけれども、大規模な形ではない訳ですよ。やっぱりね、国はそういう方向で、幼保一体型の幼稚園教育と同時に、保育所を同時に提供できる施設というものを、今後ですね、中心に据えていきたいと、国の施策として考えてる訳ですから、やはりもっと積極的にですね、やっていくということでない、海田町の今の保育、幼稚園教育がですね、遅れてくるんじゃないかと。全体的にそういう流れの中でですね、やってる中で、それが 1 点。それと、もう 1 点は、その運営する事業者、まだ決まってませんが、前向きに事業を展開しようとした時にはですね、こども園で両方を、幼保両方のサービスを提供したいということは、当然考えられる訳なんです。良質な保育、教育を提供したいという意思のある方であるならばですよ。それについてですね、

もう一方的にですね、行政側がですね、保育所だけでやれということはね、ちょっとね、不適切。民営化の本来の趣旨に沿ってはないんじゃないかというふうに感じるんですけれども、ちょっとその点、見解をお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回の保育所ニーズ調査におきましても、保育所に対するニーズはまだございます。そういう中で、海田町の場合、幼稚園は十分に足りておりますので、そういう意味では、保育所を整備すべきだというふうに考えております。そのため、公募する場におきましても、あくまでも保育所の運営事業者を公募するという形になると思っておりますので、その運営事業者が参加しやすいからという形でのこども園については、考えておりません。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）終わります。

○議長（久留島）本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会とすることと決めます。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後3時53分 延会